



神奈川県



かながわ環境白書

令和5年版

神奈川県 環境農政局

・県のキャラクター
エコビー (eco + bee (蜂))



X(旧 Twitter)「エコビーのかながわ環境通信」で
県の環境に関する情報を発信しています

https://twitter.com/Env_KNGW



イベント情報などをつぶやいています、ぜひご覧ください!



▶写真

山北町ユーシン溪谷

かながわ環境白書について

1 はじめに

かながわ環境白書は、神奈川県環境基本条例に基づき、県における環境の状況や環境保全のための施策を広く県民の皆様に周知し、環境問題に対する認識と理解を深めていただくことを目的に、毎年、発行しています。

今日の環境問題には、地球温暖化をはじめとする気候変動、海洋プラスチックごみ、生物多様性の損失など様々なものがあり、神奈川県内でもその影響が確認されています。このような問題の解決を図るため、さらには、持続可能な開発目標「SDGs」の達成や、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年脱炭素社会の実現」のため、本県では、多様な角度から環境施策を推進しており、この白書にはそういった取組をまとめています。

本書が、将来にわたって良好な環境を保全し、次世代に引き継いでいくための一助となれば幸いです。

2 本白書の構成（詳細は目次を御覧ください。）

本白書は、主に3つのパートから構成されています。

・ 特集及び神奈川県の環境政策

県の取組を紹介する「特集記事」を掲載しています。

環境政策の推進に当たっての基本的な計画である「環境基本計画」について解説しています。

・ 各分野における現状及び県の取組

2022年度における県の環境の現状や取組について、環境基本計画で定める分野ごとに記載しています。

各分野の冒頭には、環境基本計画で定める「2025年のめざす姿」及び関連するSDGsのアイコンを記載しています。

・ 世界・日本・神奈川の環境に関する動き

これまでの環境をめぐる動きについて、年表形式で掲載しています。

目次

特集 一県の最新の取組一

プラスチックの資源循環を加速し、循環型社会へ 1

神奈川県の環境政策 4

各分野における現状及び県の取組

1 地球温暖化 6

1 現況

(1) 地球温暖化のしくみ 6

(2) 地球温暖化をめぐる社会的動向 7

(3) 神奈川県の温室効果ガスの排出状況 7

2 県の取組

(1) 地球温暖化対策推進条例と地球温暖化対策計画 8

(2) 条例・計画に基づく主な取組 9

(3) オゾン層保護のための取組 14

2 資源循環 15

1 現況

(1) 一般廃棄物（ごみ）の現況 15

(2) 産業廃棄物の現況 16

(3) 不法投棄等・散乱ごみの現況 17

2 県の取組

(1) 資源循環の推進 18

(2) 適正処理の推進 21

(3) 災害廃棄物対策 25

3 自然環境 28

1 現況

(1) 生物多様性 28

(2) みどり 28

(3) 丹沢大山の自然環境 30

(4) 野生鳥獣 30

(5) 海・川・湖 31

2 県の取組

(1) 生物多様性の保全 32

(2) 身近なみどりの保全～都市と里地里山～ 32

(3) 丹沢大山の自然再生 33

(4) 野生生物の保護管理 34

(5) 水域環境の保全 35

(6) 主な外来生物への対策 36

4 大気環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

1 現況

- (1) 大気汚染物質・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- (2) アスベスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

2 県の取組

- (1) 大気環境保全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- (2) 自動車排出ガス対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- (3) 次世代自動車の普及推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

5 騒音・振動・悪臭・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

1 現況

- (1) 騒音・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- (2) 振動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- (3) 悪臭・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

2 県の取組

- (1) 騒音・振動対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- (2) 悪臭対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

6 水環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

1 現況

- (1) 河川・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- (2) 湖沼・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- (3) 海域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- (4) 地下水・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- (5) 土壌汚染・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- (6) 地盤沈下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

2 県の取組

- (1) 環境基準達成に向けた規制・指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- (2) 生活排水処理施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- (3) 水源地域における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- (4) 森林の保全・再生・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- (5) ダム貯水池の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
- (6) 地下水保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

7 化学物質・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

1 現況

- (1) 化学物質の環境への排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- (2) ダイオキシン類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
- (3) 化学物質環境調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
- (4) ゴルフ場の農薬・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

2 県の取組

- (1) 事業者の自主的取組の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- (2) ダイオキシン類対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

8	環境に配慮したまちづくり	71
1	現況	71
2	県の取組	
(1)	都市公園、うるおいあるみち空間などの形成	71
(2)	人や自然にやさしい水辺づくり	72
(3)	景観まちづくり・環境と共生するまちづくり	72
(4)	ヒートアイランド対策	73
(5)	環境への負荷が少ない交通の推進	73
(6)	環境影響評価制度	73
(7)	環境配慮評価システム	74
9	環境教育	75
	現況と県の取組	
(1)	環境情報の提供と相談対応	75
(2)	地域における環境教育	76
(3)	学校等における環境教育	76
10	環境への負荷が少ない生活・事業活動	78
	現況と県の取組	
(1)	ライフスタイル転換の促進	78
(2)	環境への負荷が少ない事業活動の促進、実践	79
(3)	環境と調和した農林水産業	80
11	県民との協働・連携	83
	現況と県の取組	
(1)	森林再生パートナー制度	83
(2)	丹沢の緑を育む活動	83
(3)	里地里山の保全活動	84
(4)	流域環境保全活動	84
(5)	ボランティア活動	85
	世界・日本・神奈川の環境に関する動き	86



プラスチックの資源循環を加速し、循環型社会へ

～神奈川県プラスチック資源循環推進等計画を策定～

プラスチックは、素材として軽くて加工しやすい等の特徴があることから、様々な分野で利用されています。その一方、正しく廃棄されず環境中に流出したプラスチックによる海洋汚染は、現在、世界的な環境問題となっています。

また、化石資源を原料としたプラスチックを廃棄し焼却することは、地球温暖化の原因の一つになっており、2050年脱炭素社会の実現に向け、プラスチックの資源循環の重要性はより一層高まっています。

国では、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2022（令和4）年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）を施行しました。

一方、県では、2018（平成30）年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を公表し、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指すこととし、取組を進めてきました。また、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、2022（令和4）年7月には「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を改正し、県の責務として「プラスチック資源循環推進等計画」の策定を規定するなどしました。

こうした背景から、2023（令和5）年度以降の本県におけるプラスチックの資源循環等の取組を総合的かつ計画的に推進するための方針や施策等を、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」として取りまとめましたのでご紹介します。

「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」の概要

県は、2018（平成30）年度に「かながわプラごみゼロ宣言」を公表し、2020（令和2）年3月には、具体的な行動計画である「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」を策定し、取組を進めてきました。

このアクションプログラムは2022（令和4）年度までを期限としており、2023（令和5）年3月、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」を新たに策定しました。

1 計画期間

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間

2 基本的な方針

「かながわプラごみゼロ宣言」の実現を目指すとともに、プラスチック資源循環法及び条例に基づく取組を推進するため、県、市町村、県民、事業者が相互に連携しながら、それぞれの役割において、プラスチックの3R+Renewable※に係る取組を進めます。

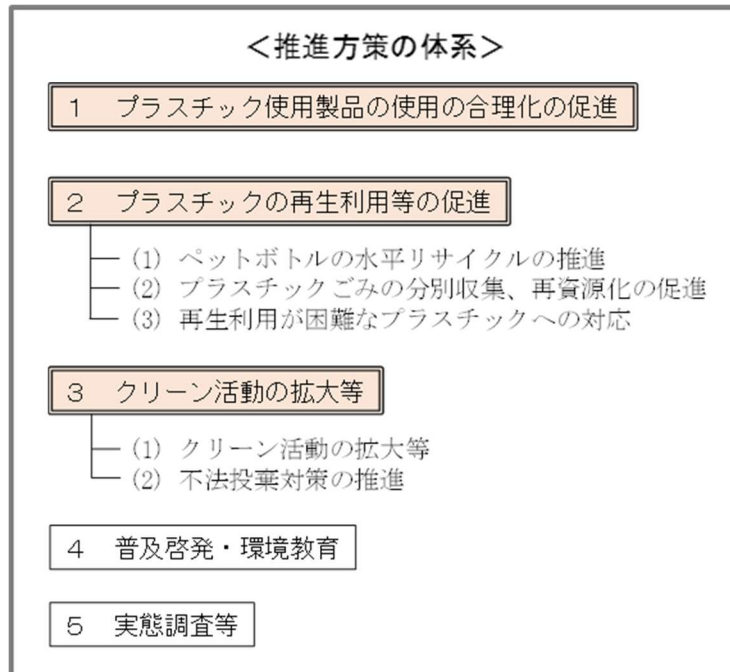
なお、3Rの取組ではプラごみの排出を減らすリデュース（排出抑制）の取組が最も重要であり、リデュースを徹底したうえで、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を進めます。また、再生利用が困難なプラごみを、やむを得ず焼却する場合には、熱回収により有効利用します。

※再生可能な資源の活用

3 推進施策

基本的な方針に沿い、次の推進方策の体系により取組を進めます。

このうち特に1～3は、重点的に講ずべき方策と位置付け、取組を推進します。



「1 プラスチック使用製品の使用の合理化の促進」では、プラスチックごみの排出を抑制するため、ワンウェイプラスチックなど過剰なプラスチック使用製品の使用削減、環境に配慮した製品の選択、なるべく長期間利用するといった、プラスチック使用製品の使用の合理化を促進します。

「2 プラスチックの再生利用等の促進」では、発生するプラスチックごみは、徹底したリサイクルを推進します。マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルによる再生利用を優先し、それが難しい場合には、熱回収も含めて循環利用を促進します。

「3 クリーン活動の拡大等」では、環境中に排出されてしまったプラスチックごみの回収を進めるとともに、ポイ捨て防止や非意図的な環境への排出防止の取組、不法投棄対策を推進します。

また、各方策においては、市町村、事業者等とも連携及び情報交換を図りながら、施策を推進します。

4 計画の進行管理

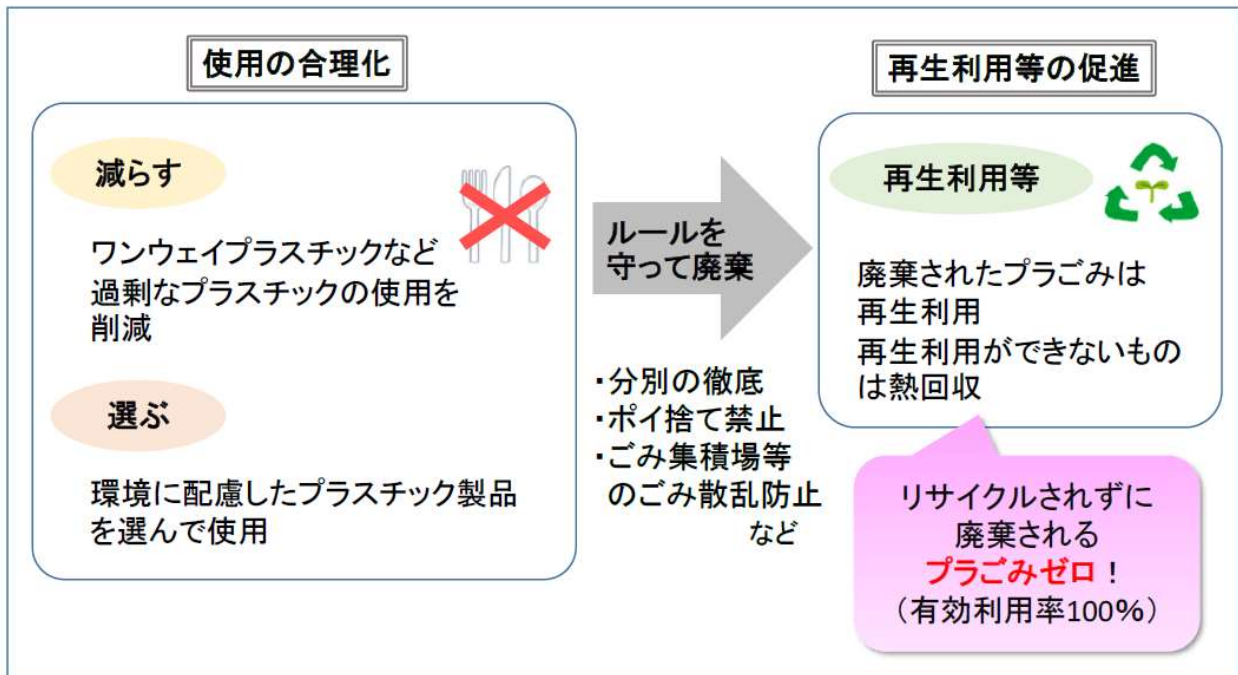
計画の進捗状況を把握するため、プラごみゼロ宣言の目標達成状況を測る指標である、プラスチックごみ（一般廃棄物及び産業廃棄物）の有効利用率について具体的な目標値を設定し、毎年度、達成状況を管理していきます。また、結果は県ホームページで公表します。

＜一般廃棄物及び産業廃棄物の有効利用率に係る目標値＞

年度	2020	2023	2024	2025	2026	2027	2030
	(実績)	計画初年度	2年目	3年目	4年目	計画最終年度	宣言目標年
一般廃棄物	98.5%	98.6%	98.6%	99.4%	99.7%	99.7%	100%
産業廃棄物	81.7%	87.2%	89.0%	90.9%	92.7%	94.5%	100%

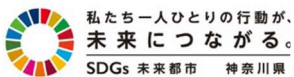
産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく多量排出事業者が排出する廃プラスチック類を対象に把握します。

目指すべき『プラごみゼロ』とは



それでも環境中に流出してしまったプラごみは？ →クリーン活動の拡大等により回収

クリーン活動の輪が広がることは、
県民の意識向上、ポイ捨てを許さない地域環境づくりにも繋がる。



計画（全文）は、県ホームページ「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」で公開していますので、ぜひご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/sdgs/plastickeikaku.html>



神奈川県環境政策

神奈川県では、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境分野における基本的な計画である「神奈川県環境基本計画」を策定し、これに基づき、環境政策を進めています。

I 神奈川県環境基本計画

(1) 計画の概要

主な項目	主な内容	
基本目標	次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり	
計画期間	2016（平成28）年度から2025（令和7）年度まで	
施策の基本的な方向	計画で取り組む施策の分野を設定の上、分野ごとに現状と課題を分析し、10年後のめざす姿、施策の方向、重点的に取り組むべき事項を定めています。	
	大柱（施策の分野）	中柱（施策の分野を細分化したもの）
	持続可能な社会の形成	地球温暖化、資源循環
	豊かな地域環境の保全	自然環境、生活環境
	神奈川のチカラとの協働・連携	人材・技術
計画の実現に向けて5年間で取り組む施策	<ul style="list-style-type: none">2016（平成28）年度から2020（令和2）年度を施策の実施期間と定め、その期間中に取り組む具体的な施策を説明しています。<ul style="list-style-type: none">* 新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、現行の施策の実施期間を、2023（令和5）年度まで延長しています。重点的に取り組むべき事項に対応する施策は「重点施策」として、数値目標を設定しています。	

(2) 計画の構成

第1章において「基本的な考え方及び施策の方向」を定め、第2章において「計画の実現に向けて5年間で取り組む施策」として具体的な施策を記載しています。施策の5つの中柱ごとには、「10年後のめざす姿等」を設定しています。

第1章 基本的な考え方及び施策の方向		第2章 計画の実現に向けて5年間で取り組む施策
大柱(3本)	中柱(5本)	小柱(14本)
持続可能な社会の形成	地球温暖化	地域からの地球温暖化対策の推進
		再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進

持続可能な社会の形成	資源循環	資源の循環的利用の推進
		適正処理の推進
豊かな地域環境の保全	自然環境	生物多様性の保全
		水源環境の保全・再生の推進
	生活環境	大気環境保全対策の推進
		水環境保全対策の推進
		化学物質対策の推進
		環境に配慮したまちづくり
		環境に配慮した農林水産業の推進
神奈川の子カラとの協働・連携	人材・技術	環境学習・教育の推進と基盤づくり
		環境にやさしい活動の推進
		環境を向上させる技術と産業の活用

(3) 計画の進行管理及び見直し

計画の進捗状況については、毎年度、重点施策の数値目標の達成状況と他の施策の実績等を把握し、県による自己評価をした上で、神奈川県環境審議会の検証を受けます。

また、5年間の施策の実施期間の最終年次には、毎年度の進捗状況及びその評価、県民意識調査の結果などをもとに、環境審議会及び市町村の長からの意見を踏まえて施策を見直します。計画全体についても、社会状況の変化等を考慮の上、必要な見直しを行います。

※ 令和5年度現在、計画全体の見直しを行っており、令和6年度からは改定した環境基本計画に基づいて、各種施策を推進していく予定です。

(4) 計画を補完する環境関係の諸計画

施策の各分野においては、環境基本計画を補完する個別計画があり、これらの計画と連携を図りながら、環境政策を推進しています。

▶ 主な個別計画

神奈川県地球温暖化対策計画

神奈川県循環型社会づくり計画

かながわ生物多様性計画

かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画

神奈川県環境基本計画

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f1023/index.html>



本白書の次ページ以降では、神奈川県環境基本計画を踏まえて、それぞれの「10年後（2025年）のめざす姿」、「現状」及び「県の取組」を記載しています。

地球温暖化



2025年のめざす姿

事業者や県民などすべての主体が、それぞれ率先して再生可能エネルギー等の利用や省エネルギーの取組を行い、温室効果ガス排出量の着実な削減が進んでいます。

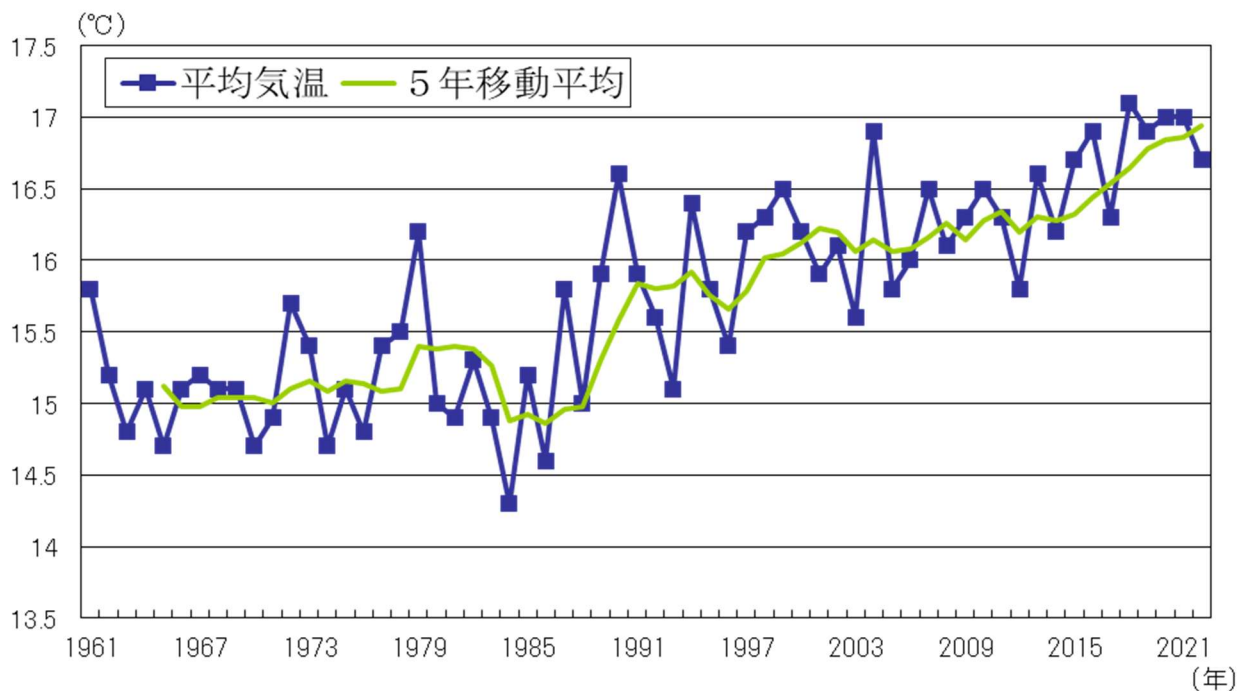
現況

(1) 地球温暖化のしくみ

地球の温度は、太陽からの熱と、それによって暖められて地表から宇宙へ放出される熱とのバランスにより定まっています。大気中に含まれる二酸化炭素などの「温室効果ガス」は、地表から宇宙へ放出される熱を吸収し、再び地表に放射する性質があり、この働きによって地表の平均気温は約14°Cに保たれています。

しかし、経済活動の活発化などに伴って化石燃料が大量に燃やされるようになり、温室効果ガスの排出量が急激に増加しています。大気中の二酸化炭素の濃度は、産業革命以前の280ppm程度から、400ppmを超えるまでに上昇しています。

その結果、宇宙への熱の放出を抑える温室効果が高まって、地球の気温が全体的に上昇し、「地球温暖化」と呼ばれる現象が進んでいます。



横浜地方気象台における平均気温の変化（5年移動平均）

(2) 地球温暖化をめぐる社会的動向

2015年に採択された「パリ協定」における1.5℃の努力目標¹を達成するためには、2050年頃までに世界の二酸化炭素排出量を実質ゼロ²(脱炭素社会)にする必要があるとされています。

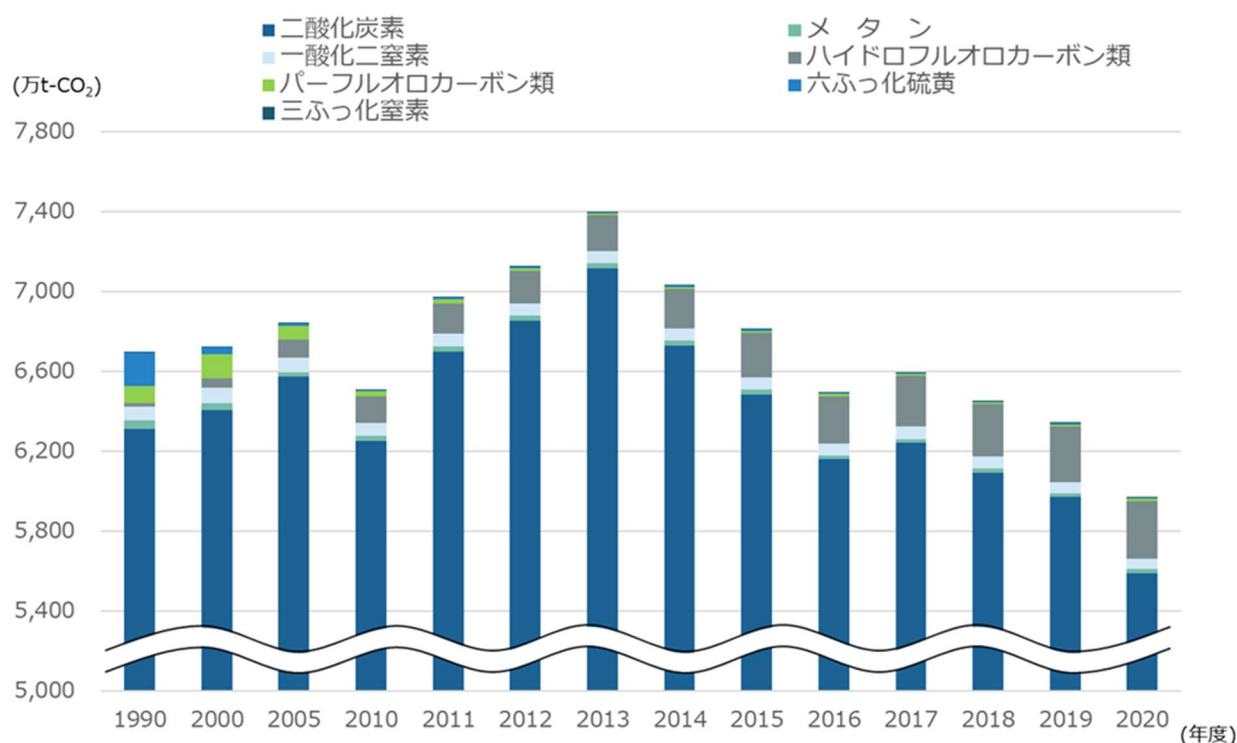
このことから、「2050年脱炭素社会の実現」は世界的な潮流となっており、日本においても、国や多くの自治体、企業等が脱炭素社会を目指すことを表明しています。

本県も2019年11月に「2050年脱炭素社会の実現」を表明し、さらに、近年の異常気象の発生状況等への危機感から、2020年2月に「かながわ気候非常事態宣言」を行いました。

2050年脱炭素社会の実現という高い目標の達成に向けては、多様化する様々な地域課題の解決と合わせて、温室効果ガスの排出削減の取組などを、より一層進めていく必要があります。

(3) 神奈川県内の温室効果ガスの排出状況

2020年度(速報値)の温室効果ガス排出量は5,971万t-CO₂で、2013年度比³で19.3%減少しています。



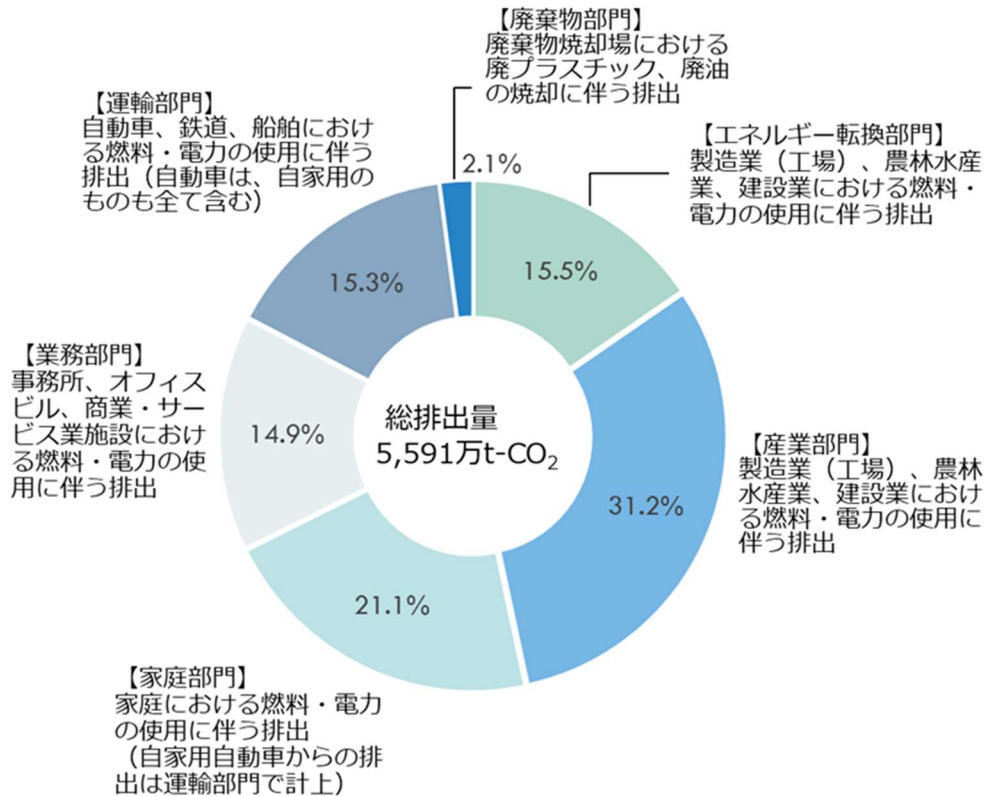
県内の温室効果ガス排出量の推移

¹ パリ協定は、COP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)において採択された。世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力をすることが掲げられている。

² 人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による吸収量の均衡を達成すること

³ 「神奈川県地球温暖化対策計画」において、温室効果ガス排出量の中期削減目標を2030年度に2013年度比で46%削減としている。その後、令和5年2月に中期削減目標を50%削減に引き上げた。

県内の二酸化炭素排出量（部門別構成比）
（2020年度速報値）



2 県の取組

（1）地球温暖化対策推進条例と地球温暖化対策計画

▶ 神奈川県地球温暖化対策推進条例

「事業者及び県民の自主的な取組を促進することを通じて、地球温暖化対策の推進を図り、もって良好な環境を将来の世代に引き継いでいくこと」を目的としています。また、2021年12月には基本理念として「2050年脱炭素社会の実現を目指す」ことを新設しました。

条例では、大規模な「事業活動」、「建築物」及び「開発事業」に対して、温室効果ガスの削減目標や対策等を記載した「計画書」の提出を義務付けています。また、再生可能エネルギー等の環境配慮技術の研究開発や活用の促進、公共交通機関の利用促進、温室効果ガスの排出が少ない自動車の普及、日常生活における温暖化対策などについて、県や県民、事業者等の役割及び責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f417507/>



▶ 神奈川県地球温暖化対策計画

「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づく、県の地球温暖化対策の基本的な計画です。

- ・ 計画期間 2016年度から2030年度までの15年間
- ・ 目標 (中期目標) 県内の温室効果ガス総排出量を、2030年度に2013年度比で46%削減
(長期目標) 2050年までの脱炭素社会の実現

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f417509/>

※ 中期目標は、2023年2月に50%削減に引き上げることを表明しています。また、神奈川県地球温暖化対策計画は、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、令和5年度に全面的に改定することとしています。



▶ かながわ脱炭素ビジョン 2050

「かながわ脱炭素ビジョン 2050」では、可能な限りの省エネを進めることを前提として、「再生可能エネルギー」、「電化」、「デジタルトランスフォーメーション (DX)」の3つをキーワードに、2050年脱炭素社会の実現に向けた将来像と今からできることを具体的に示しています。「神奈川県地球温暖化対策計画」では、長期目標達成に向けて、当面は、本ビジョンで取りまとめた事項を提示することにより、県民、企業、行政各主体の行動変容を促していくこととしています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/bijyon/datutanso-bijyon.html>



▶ かながわ脱炭素ポータルサイト

神奈川県の脱炭素に関する情報を一元化し、見やすく、かつ簡単に情報を閲覧できるように「かながわ脱炭素ポータルサイト」を作成しました。

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0502/kanagawa-datsutanso-portal/index.html>



(2) 条例・計画に基づく主な取組

地球温暖化の防止を図るための「緩和策」と、現在及び将来予測される影響に対処するための「適応策」を両輪に取組を進めています。

緩和策 - 地球温暖化の防止を図る -

- 産業部門 (製造業、農林水産業など)
 - ・ 大規模事業者の自主的な温室効果ガス削減の促進
 - ・ 中小規模事業者に対する「中小規模事業者省エネルギー設備導入支援補助金」などの支援
- 業務部門 (小売業・サービス業、公的機関など)
 - ・ 建築物温暖化対策計画書制度やZEB⁴の普及による建築物の省エネルギー化
 - ・ BEMS⁵等の導入、設備や機器の高効率化の促進

⁴ ZEBはNet Zero Energy Building、ZEHはNet Zero Energy Houseの略。省エネと創エネで、年間の一次エネルギー消費量を正味 (ネット) でゼロとすることを目指した建築物や住宅。

⁵ BEMSはBuilding Energy Management Systemの略。建築物や住宅において、ICTを活用してエネルギー管理を行うシステム

- 家庭部門（家庭生活における電気やガスの使用など）
 - ・ 低炭素型ライフスタイルの促進
 - ・ 高断熱・高気密な省エネルギー住宅やZEH⁴の普及による住宅の省エネルギー化
 - ・ 省エネルギー性能に優れた家電製品や高効率な給湯設備⁶の普及
- 運輸部門（自動車の運転など）
 - ・ 環境負荷の少ない自動車等の利用促進、エコドライブの促進
 - ・ 公共交通機関や自転車などの利用促進
- 廃棄物部門
 - ・ 廃棄物の排出抑制の推進
- 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進
 - ・ 太陽光発電や小水力発電など再生可能エネルギー等の導入促進
 - ・ 安定した分散型電源の導入拡大
- 森林等の整備・保全
 - ・ 吸収源としての森林、緑地等の整備・保全

適応策 - 地球温暖化による影響への適応を図る -

- 影響の例
 - ・ 農林水産業：水稲や果樹の品質低下等の高温障害の発出
 - ・ 自然環境：生態系の変化
 - ・ 自然災害：降雨量の増大に伴う浸水や土砂災害等の増加
 - ・ 健康被害：熱中症で搬送される人の増加
- 影響への適応の取組
 - ・ 影響の把握（モニタリング調査、情報収集等）
 - ・ 対策の研究、対策技術の確立、技術支援
 - ・ 影響や対策についての知識の普及啓発

▶ 緩和策の具体的な取組

・ 事業活動温暖化対策計画書制度

一定規模以上の事業活動を行う大規模事業者に、自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の提出を義務付け、その概要を公表しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/>



⁶ 潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ式給湯器などのエネルギー効率の高い給湯設備

・ 中小規模事業者の省エネルギー対策への支援

情報・人材・資金不足などを理由に、中小規模事業者では、一般的に地球温暖化対策が遅れている傾向にあります。県では、中小規模事業者を対象とした、「中小規模事業者省エネルギー設備導入支援補助金」や「地球温暖化対策省エネ設備等導入融資」による支援を実施しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7226/>



・ 建築物温暖化対策計画書制度

一定規模以上の建築物の新築等を行う建築主に、環境性能評価の実施や評価結果、再生可能エネルギー等の活用の検討結果などを記載した計画書の提出を義務付けています。販売及び賃貸する際には、広告への環境性能表示を義務付けています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6675/>



・ 特定開発事業温暖化対策計画書制度

一定規模以上の開発事業を行う事業者、エネルギーの共同利用や自動車利用の抑制等の措置に関する計画書の提出を義務付けています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6676/>

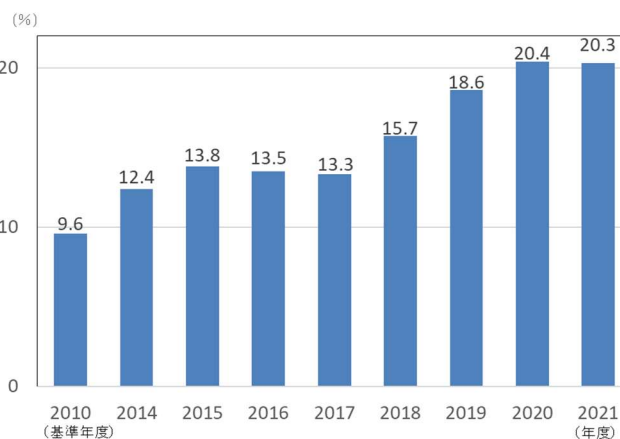


・ 太陽光発電の普及、分散型電源の導入促進

太陽光発電の普及を目的として、住宅に向けては初期費用が不要な「0円ソーラー」に取り組んでいるほか、事業所に向けては、自家消費型の太陽光発電等の導入費用に対する補助を実施しています。また、住宅及び事業所向けに、太陽光発電等の購入希望者を募り一括発注する「共同購入事業」を実施しています。

これらにより、火力発電等の「集中型電源」から太陽光発電等の「分散型電源」への転換を図り、エネルギーの地産地消を目指しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f300000.html>



県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合



・ 森林の整備・保全等

水源保全地域内の荒廃が懸念される私有林の公的管理・支援や、県有林等の適正管理等に取組みとともに、県産木材の有効活用促進を目的とした総合的な取組を行っています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/suigendukurizigyoku.html>

(水源の森林づくり事業について)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4y/03shinrin/seibi/keneirin.html>

(神奈川県県営林)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/xp8/shinrinsaisei/kanagawakennsanzai.html>

(かながわ県産木材について)



・ マイエコ10（てん）宣言

環境にやさしい暮らし方を宣言して実践する「マイエコ10（てん）宣言」の普及啓発を進めています。持続可能な社会の実現に向けた取組の環を広げていくものです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f360478/index.html>



・ 住宅の省エネルギー化

ZEHの導入費用に対する補助の実施とともに、既存住宅の省エネルギー化を促進するため、省エネ改修費用に対する補助の実施や、自分でできる住宅の省エネリフォームを「省エネDIY」と名付け、普及啓発を行いました。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f536517/>（省エネDIY）



・ 省エネルギー家電の導入促進

県内の家電量販店や電機商業組合と協力して、省エネルギー家電の導入促進による、家庭での温室効果ガス削減に取り組んでいます。九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）による連携事業として、「家電買替キャンペーン」を実施しました。

・ 再生可能エネルギーの利用促進

企業向けには、「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」により、再生可能エネルギー由来の電力に切替えた企業に「再エネ電力利用事業者認定証」を交付しています。令和4年度からは、知事と市町村長の連名による認定証を交付する等の方法により、県内市町村との連携も進めています。また、民間企業と締結した協定に基づき再エネ電力のリバースオークション（せり下げ方式の入札）を活用し、再エネ電力をできるだけ安く・簡単に調達できる取組を行っており、期間限定キャンペーンとして、複数の県内企業等が参加できる共同オークションも実施しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7600/index.html>



・ 県の率先行動

「神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画」に基づき、県の事務事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。2021年度の排出量は、233,473t-CO₂で、前年度比で4.2%減少しました。

計画に掲げる削減目標及び中間目標達成のため、庁舎の省エネ改修や運用改善、再生可能エネルギー導入、公用車の電動車化[※]等を行っており、2022年度は、公用車に電気自動車1台、ハイブリッド自動車2台を導入しました。また、2023年度からは、215箇所の県有施設で再エネ100%電力に切り替えました。

※ 電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7400/index.html>



▶ 適応策の具体的取組

気候変動による本県への影響を予測し、影響に対処するための施策（適応策）を実施しています。

県の試験研究機関では、農業・水産業への影響や対策等を研究しています。また、神奈川県気候変動適応センター（2019年4月1日付けで県環境科学センターに設置）では、県内の気候変動による影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理等を行い、県民や企業等に向けて情報を提供しているほか、気候変動問題に対する若年層の関心や理解を深めるため、「一般・高校生向け」、「中学生向け」及び「小学生向け」の気候変動に関する学習教材を作成しました。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f536377/index.html>

（気候変動の影響と適応策）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b4f/tekiou/top.html>

（神奈川県気候変動適応センター）

https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0323/climate_change/index.html

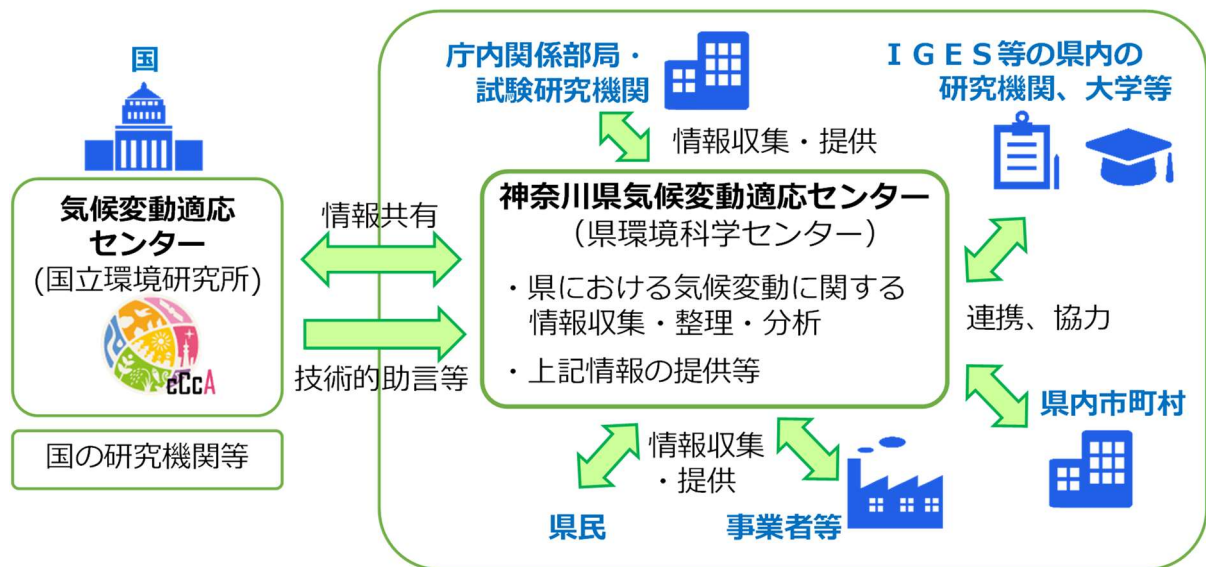
（かながわ気候変動WEB）

https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0323/climate_change/kids/index.html

（かながわ気候変動WEB KIDS）



神奈川県気候変動適応センター（イメージ）



▶ 関係団体との協力

・ 九都県市首脳会議環境問題対策委員会

神奈川県を含む九都県市参加の委員会で、情報交換や共同事業等を行っています。また、委員会の取組の一環として、JICA横浜が企画した途上国を対象とした研修事業に参画し、海外からの研修生を受け入れています。

<http://www.tokenshi-kankyo.jp/>



・ (公財)地球環境戦略研究機関 (アイジェス I G E S)

県は、(公財)地球環境戦略研究機関 (Institute for Global Environment Strategies (以下「IGES」)) を 1998 年に湘南国際村へ誘致し、アジア太平洋地域の持続可能な開発の実現に向けた実践的な政策研究の推進やその研究成果の発信等の活動を支援しています。IGES はこれまで、県民向け学習会等の開催や県内にある教育機関への講師派遣などにより、地域の環境総合学習や高等教育の支援を行っています。

上記に加えて、県と IGES は、地球環境問題について県民により深く関心を持っていただくために、様々な形で連携した取組を進めており、令和 3 年 11 月には、県と IGES の共同研究により、2050 年脱炭素社会の実現に向けた将来像と今からできることを示した「かながわ脱炭素ビジョン 2050 (ニーゼロゴーゼロ)」を作成しました。

また、令和 5 年 1 月には、県と IGES との共催により、使い捨てプラスチックをめぐる課題やその解決策として期待される循環経済に関するオンラインセミナー「循環経済とネットゼロ：ビジネスとくらしの大変革」を開催しました。

このように、国際的な研究機関である IGES の知見と研究成果等は、県との継続的な連携活動により、地域貢献として県民に還元されています。

<https://www.iges.or.jp/jp>



(3) オゾン層保護のための取組

オゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して地球上の生物を守っていますが、フロン等の化学物質によって破壊されます。

日本では、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (オゾン層保護法)」に基づき、オゾン層破壊の原因物質となる、ハロン、CFC (クロロフルオロカーボン)、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン) の生産が中止されました。

しかし、CFC などに代わって使用されるようになった HFC (ハイドロフルオロカーボン) など「代替フロン」と呼ばれる物質は、オゾン層破壊物質ではないものの、強力な温室効果ガスです。地球温暖化防止のためには、これらの物質の排出抑制・削減に努め、適切な回収・管理を行っていく必要があります。

フロン類の回収は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)」、「特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)」及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)」に基づいて、実施されています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/furon/index.html#> (フロン排出抑制法について)



業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等 (2021 年度)

(単位：k g)

	回収量 (a)	年度当初保管量 (b)	計 (a+b)	破壊業者引渡 (c)	再利用量 (d)	年度末保管量 (e)	計 (c+d+e)
神奈川県	364,921	14,992	379,913	208,230	156,360	15,289	379,879
全国	5,143,436	281,753	5,425,189	2,752,542	2,380,375	285,694	5,418,611

* 小数点第一位を四捨五入したため、数値の和は必ずしも合計欄の値には一致しません。

2 資源循環



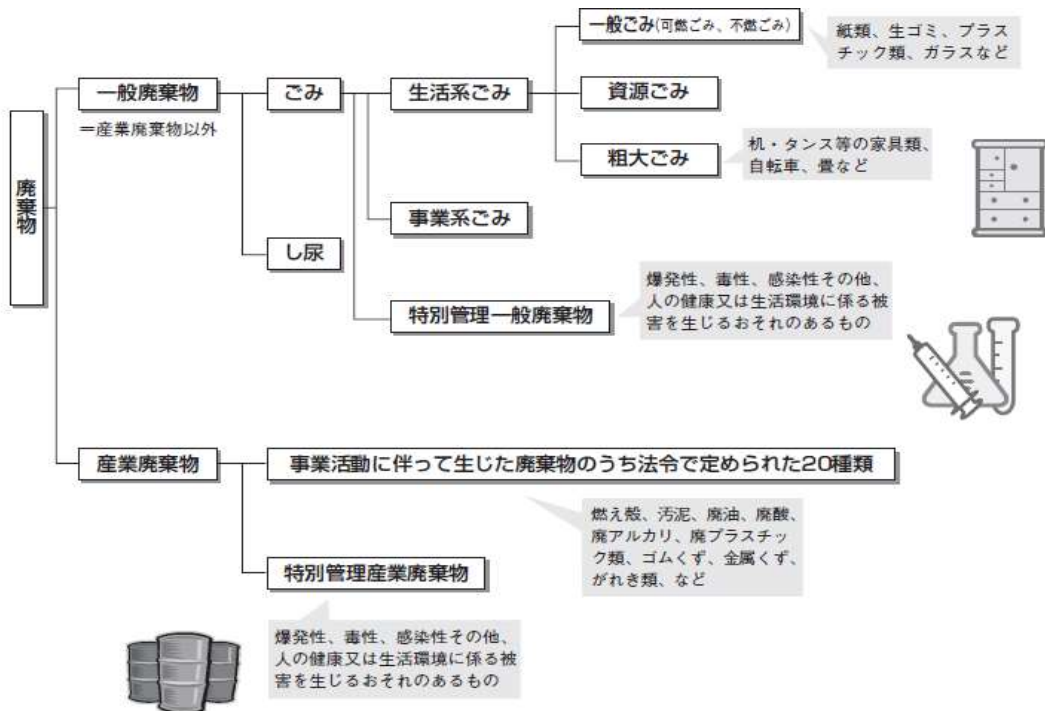
2025年のめざす姿

廃棄物の発生そのものをできる限り減らし、不要となったものでも使えるものはできるだけ繰り返し使い、繰り返し使えないものは資源として活用する、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組が進んでいます。最終処分する廃棄物は減少し、適正に処理されています。

1 現況

廃棄物は、家庭生活等によって生じる「一般廃棄物」と事業活動に伴って生じる「産業廃棄物」に分類されます。

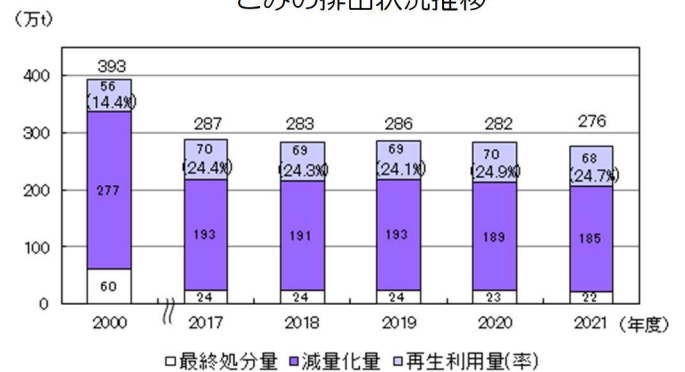
廃棄物の分類



(1) 一般廃棄物（ごみ）の現況

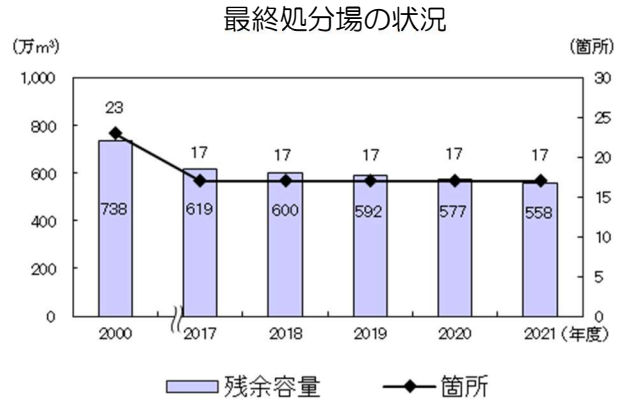
- ・排出量は、近年、減少傾向にあります。
- ・再生利用量は、近年、横ばい傾向にあります。
- ・最終処分量は、近年、横ばい又は微減傾向にあります。

ごみの排出状況推移



※ 端数処理上、内訳の計と合計が一致しないことがあります。

- ・ 県内の最終処分場の残余容量は、2021 年度末で 558 万 m³です。
- ・ 区域内に最終処分場を持たない市町村や、残余容量がひっ迫している市町村があります。

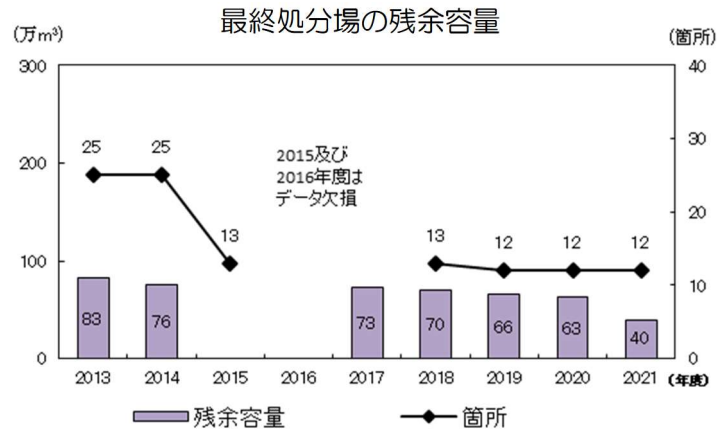
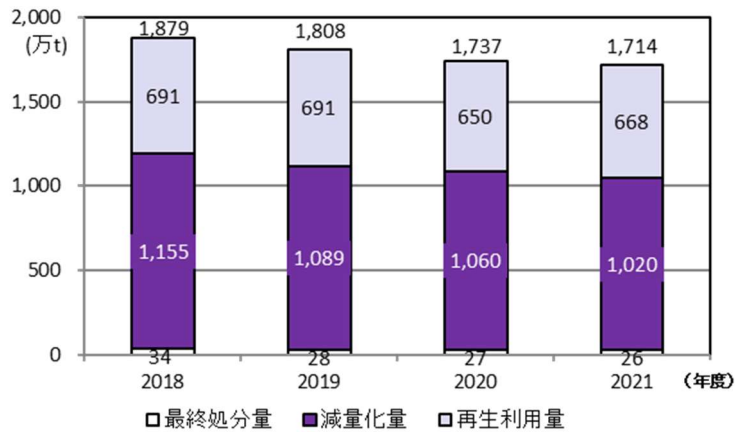


* 2000 年度は、維持管理中の最終処分場を含んでいます。

(2) 産業廃棄物の現況

- ・ 2021 年度は 2020 年度に比べて、排出量が 23 万 t 減少し、再生利用量は 18 万 t 増加しました。
- ・ 最終処分量は、2020 年度から 1 万 t 減少しました。
- ・ 県内の最終処分場の残余容量は減少傾向にあり、2021 年度末で 40 万 m³でした。

産業廃棄物排出状況推移



- * 2015、2016 年度分は政令市からデータを収集していないため不明
- * 2014 年度分からは、いわゆる「ミニ処分場」及び「旧処分場」を集計対象外としています。

業種 種類	合計	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ ガス・ 水道業	運輸・ 通信業	卸・ 小売業	医療・福祉 サービス業
合計	17,141	292	1,227	4,782	3,329	7,281	41	85	104
汚泥	10,810	-	1,227	725	1,817	7,010	4	17	10
がれき類	3,585	0	0	3,517	65	2	0	1	0
ばいじん	261	-	-	1	46	214	-	-	0
木くず	265	1	-	227	32	0	5	1	0
ガラス陶磁器くず	419	-	-	102	313	0	0	2	2
金属くず	177	0	-	96	55	0	4	15	6
廃プラスチック類	294	0	0	70	137	0	26	36	24
鉱さい	188	-	-	-	188	-	-	-	0

- * 表中の「0」は1トン以上500トン未満、「-」は該当値がないことを示しています。
- * 端数処理の関係上、内訳の計が合計と一致しないものがあります。
- * 種類は抜粋しているため、合計とは一致しません。

（3）不法投棄等・散乱ごみの現況

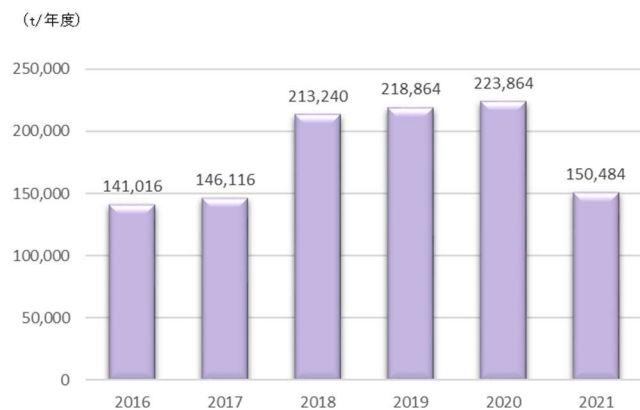
・不法投棄物は、主に廃プラスチック類、建設廃材、家具類、^{ちゅうかい}厨芥・^{ざっかい}雑芥、家庭電化製品、不燃物などです。

・不法投棄及び不適正保管の残存量は、新たな大規模事案が発生したことにより、2018年度に急増しましたが、2021年度に本事案の撤去が完了したため、減少しています。

・この大規模事案を除くと直近6年間では増減はあるものの全体として微増傾向となっています。

・不法投棄・散乱ごみは、環境汚染や景観の悪化を招き、その処理費用が各自治体等の大きな負担となっています。

不法投棄等残存量の推移



- * 環境省「産業廃棄物不法投棄等実態調査」より
- * 1件当たり10トン以上の不法投棄等の残存量の合計

2 県の取組

県では、「廃棄物ゼロ社会」を基本理念として掲げ、「神奈川県循環型社会づくり計画」を策定して、資源循環の推進及び廃棄物適正処理の推進を図っています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f7178/>



「神奈川県循環型社会づくり計画」の施策体系

大柱Ⅰ 資源循環の推進

- 中柱：一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進
- 中柱：産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進
- 中柱：人材の育成と広域連携の推進等

大柱Ⅱ 適正処理の推進

- 中柱：廃棄物の適正処理の推進
- 中柱：PCB廃棄物の確実な処理
- 中柱：不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進
- 中柱：海岸美化等の推進

大柱Ⅲ 災害廃棄物対策

(1) 資源循環の推進

▶ 一般廃棄物に関する取組

・ ごみ処理の有料化

ごみの排出抑制を目的に、一部の県内市町では、一般廃棄物、特に家庭ごみの処理を有料化しています。

・ 生ごみ処理機等の購入費助成

各家庭における生ごみの自主的な資源化・排出抑制を促進するため、一部の県内市町村では、生ごみ処理容器や電気式生ごみ処理機の購入にあたり、費用の一部を助成しています。

・ ごみ処理広域化

ごみ処理の広域化によって一般廃棄物の減量化・資源化を図ります。県では、「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」に基づき、広域ブロック毎の市町村が策定した「ごみ処理広域化実施計画」の円滑な推進を支援しています。

- ワンウェイプラ削減

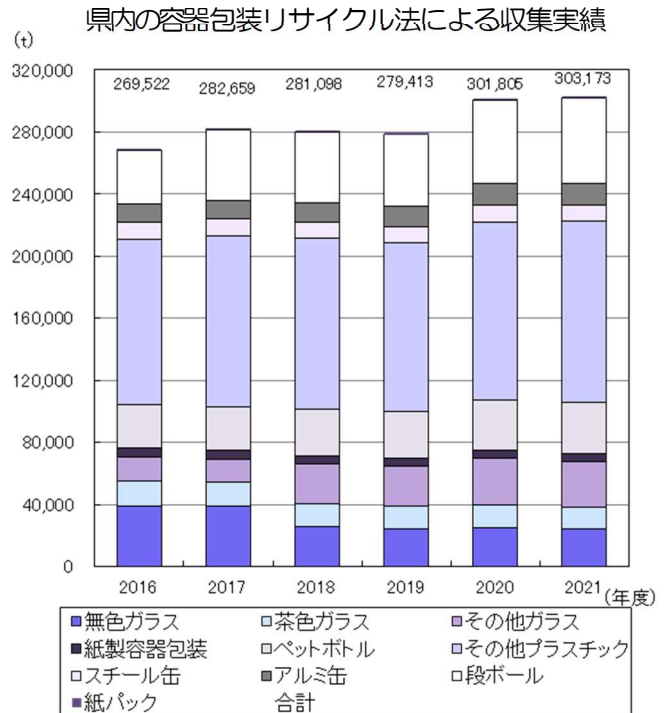
2020年7月から、レジ袋の有料化が義務化されました。これを契機に、既存の「神奈川県レジ袋削減実行委員会」を改組し、「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会」を設置しました。2023年5月末現在で、製造事業者、流通事業者、商店街連合会、学校など157社・団体が構成員となっており、連携・協力して、レジ袋をはじめとしたワンウェイプラの削減及び代替製品への転換等によるプラごみの削減を推進しています。

- リユースショップ認証制度

安心してリユースショップを利用できるようにするため、一定の要件を満たす店舗を県が認証する制度です。2023年5月末現在で37店舗が「かながわりユースショップ」として認証を受けています。

- 県民への情報等の提供と普及啓発

県民に、資源循環への理解を深めていただけるよう、「一般廃棄物処理事業の概要」を作成しました。また、容器包装廃棄物の分別収集を具体的に進めるため、2022年に「第10期神奈川県分別収集促進計画」を策定しました。



* 端数処理の関係上、内訳が合計と一致しないことがあります。

- 各種リサイクル法に基づく施策

国は、循環型社会の形成を目指して「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物処理法」、「資源有効利用促進法」、「容器包装リサイクル法」及び「家電リサイクル法」等の法律を整備しています。これらの法律に基づき、容器包装廃棄物の分別収集や小型家電の再資源化等の施策を実施しています。

▶ 産業廃棄物に関する取組

- 産業廃棄物自主管理事業

産業廃棄物の多量排出事業者には、廃棄物処理法により、産業廃棄物処理計画の作成と提出、実施状況の報告が義務付けられています。義務付けのない事業者にも同様の取組を呼びかけ、自主管理事業を推進するとともに、事業者が自己評価できるよう情報提供等の支援を行っています。

(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市との協働事業)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/>



・ かながわりサイクル製品認定制度

リサイクル産業の育成と振興のため、品質、安全性について一定の要件を満たすリサイクル製品を認定する制度を実施しています。2023年3月末現在の認定件数は13事業者・19製品です。



(廃石膏ボード、廃プラスチックを利用した樹脂系建材)



(生ごみを使用した固形燃料)

・ 総合的なリサイクル関連情報の提供

リサイクル関連情報の総合情報サイト「かながわりサイクル情報」を県のホームページ内に開設しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/index.html>



提供している主な情報

- ・ 循環型社会形成推進基本法
- ・ 個別リサイクル法（小型家電、容器包装、自動車、家電、食品など）
- ・ 廃棄物処理法
- ・ 暮らしに役立つ情報（市町村別ごみ分別収集方法、ごみカレンダー情報など）
- ・ 事業者向け情報（産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可申請等、廃棄物自主管理事業、廃棄物再生事業者登録など）
- ・ ワンウェイプラ削減の取組
- ・ リユースショップ認証制度
- ・ リサイクル製品認定制度

・ 廃棄物交換システムの推進

県内事業所の排出廃棄物について、事業者からの提供希望や他の事業者からの再利用希望に関する情報を登録・公開し、相互利用のあっせんを行っています。2023年3月末現在で218件（提供希望133件、再利用希望85件）の情報が登録されています。

(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び商工会議所・商工会との協働事業)

・ 県の公共工事で排出される建設廃棄物の再資源化

コンクリート廃材やアスファルト廃材等は路盤材として、建設発生木材等は製紙原材料チップとして再利用するなど、建設廃棄物の再資源化に取り組んでいます。また、建設リサイクル資材の率先利用も推進しています。

- ・ **下水汚泥の再資源化**

下水道普及率の向上に伴い、下水道事業で排出される汚泥の産業廃棄物排出に占める割合が高くなっていますが、脱水、焼却などによる減量化や有効利用を図っています。

流域下水道では、汚泥焼却灰を建設資材の原材料の一部として活用しています。

- ・ **有機物の資源化**

食品廃棄物については、家畜の飼料としての活用を図ることにより、畜産分野での利用推進を、また、堆肥化などにより、農業分野での利用推進を図っています。家畜排せつ物については、「神奈川県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づき、処理施設整備などの支援や、堆肥としての有効利用促進を図っています。

(2) 適正処理の推進

▶ 廃棄物の適正処理

- ・ **一般廃棄物**

一般廃棄物処理施設の整備及び維持運営が円滑かつ適正に実施されるよう、必要な技術的支援や指導を行っています。また、下水道の普及や浄化槽の整備状況を踏まえ、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を促進しています。

- ・ **産業廃棄物**

排出事業者や収集運搬業者、処分業者に対して法令遵守の徹底や適正処理の指導を行っています。また、電子マニフェストの普及促進や、産業廃棄物処理業者認定制度による優良業者の育成を行っています。

- ・ **有害物質を含む廃棄物等の計画的な処理**

排出事業者や産業廃棄物処理業者に対し、アスベスト等の有害物質を含む廃棄物等の適正な処理法を周知、指導しています。また、医療機関などから発生する感染症伝播の恐れがある廃棄物の適正処理を促進しています。

- ・ **立入検査及び排水・排ガス等の定期検査**

「神奈川県環境農政局環境部における生活環境保全等に係る立入検査計画策定要綱」に基づき、立入検査によって処理施設の維持管理状況や廃棄物の保管状況、処理状況等を監視・指導しています。また、二次公害等を発生させないよう、排水・排ガス等を定期的に検査しています。

立入検査における監視・指導件数

一般廃棄物（市町村等が設置する処理施設）

（単位：件）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
ごみ焼却施設	19	22	12	17	18
粗大ごみ処理施設等	11	9	0	11	7
し尿処理施設	1	2	0	3	2
最終処分場	25	21	10	15	20
計	56	54	22	46	47

* 横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市は除く。

産業廃棄物

（単位：件）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
排出事業者	447	387	452	329	332
処理業者	259	199	205	186	203
計	706	586	657	515	535

* 横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市は除く。

かながわ環境整備センター（産業廃棄物最終処分場）について

安全性のモデルとして設置した県立県営の産業廃棄物最終処分場です。
民間施設の設置を促進するとともに、産業廃棄物の適正処理を目的としています。

施設概要

所在地	横須賀市芦名3丁目 1990番地ほか
形式	管理型最終処分場 (地下水汚染防止のためのしゃ水構造や浸出水処理施設のある処分場)
規模	敷地面積 約15ha (埋立地面積 約5ha) 全体埋立容量 約75万m ³ (廃棄物埋立容量 約54万m ³)
廃棄物	① 燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん並びに燃え殻、汚泥及びばいじんを処分するために処理したもの ② 石綿含有産業廃棄物、廃石膏ボード ③ ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)、陶磁器くず及びがれき類(②を除く) ※ 県内事業所から排出された産業廃棄物に限る。 原則、焼却・破碎等の中間処理されたもの。
跡地利用	都市計画道路(市道坂本芦名線)の建設、緑化復元等



▶ PCB廃棄物の確実な処理

- ・ 特別管理廃棄物に指定されているPCB廃棄物等は、「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき円滑な処理を推進し、法令で定められた期限までに処理を完了します。
- ・ 高濃度PCB廃棄物については、国の関与のもとで中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）が広域処理施設を整備しています。本県を含む1都3県は、変圧器・コンデンサー等を東京PCB処理事業所で、安定器・汚染物等を北海道PCB処理事業所で、一部のコンデンサーを北九州PCB処理事業所で処理しています（北九州PCB処理事業所は平成30年度で受け入れ終了）。
- ・ 低濃度PCB廃棄物は、国の無害化処理認定制度や都道府県知事許可により設置された処理施設で処理しています。

▶ 不法投棄・不適正保管の防止

県民、事業者、市町村、警察等との連携・協力で不法投棄を許さない地域づくりに取り組んでいます。不法投棄の未然防止策を進めるとともに、投棄物の早期撤去と原状回復を促進しています。

・未然防止策（不法投棄されにくい環境づくりのための取組）

- ・ 啓発ステッカーを貼付した民間団体車両による不法投棄防止の呼び掛け
- ・ 市町村との合同による不法投棄パトロール
- ・ 不法投棄されやすい場所の監視カメラによる監視
- ・ 県管理地などの公有地における車両乗入れ規制、看板や防止柵設置
- ・ ドローンを活用した河川におけるプラスチックごみ等の発見活動及び不適正保管現場における実態調査

・原状回復策

不法投棄が確認された段階で調査を実施するなどにより、新たな不法投棄の誘発、不法投棄の常態化・大規模化を防止するよう努め、不法投棄物の撤去を実施しています。

不法投棄緊急撤去事業



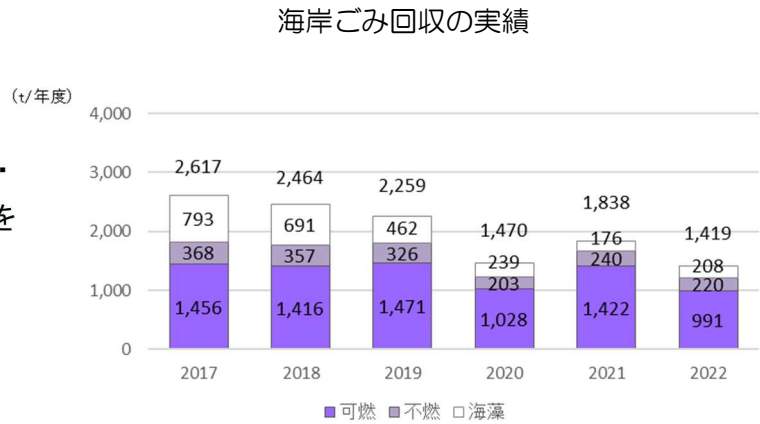
（撤去前）



（撤去後）

▶ 海岸美化等の推進

「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、県、沿岸 13 市町及び（公財）かながわ海岸美化財団が連携・協力し、海岸清掃事業や美化啓発活動を推進しています。



(3) 災害廃棄物対策

大規模災害で発生する災害廃棄物について、一層迅速な処理が進むよう、国や関東周辺の都県、県内市町村、民間事業者団体等と連携・協力を深めながら、広域的な災害廃棄物処理体制の枠組みづくりに取り組んでいます。

▶ 「神奈川県災害廃棄物処理計画」及び「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」の策定

東日本大震災の発生や 2015 年の廃棄物処理法の改正を受けて、2017 年に策定しました。

「神奈川県災害廃棄物処理計画」では、県と市町村の役割や発災後の災害廃棄物処理実行計画の策定に必要な事項等を定めています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f537460/index.html>



▶ 県域を越えた協力体制の構築

環境省と 1 都 9 県等で構成する関東ブロック協議会において、県域を越えた災害廃棄物処理体制の構築に向けた取組を進めています。

▶ 市町村等への技術的支援

発災時に災害廃棄物の処理主体となる市町村等を対象としたセミナー開催などにより、技術的支援を行っています。

▶ 職員の教育訓練

有識者や被災経験のある自治体職員らによる講習会などを通じ、発災時における課題や対応策の共有等を行っています。また、発災を想定した対応や業務マニュアル、県及び市町で締結している協定等の検証を行っています。

「かながわプラごみゼロ宣言」について

海洋汚染が世界規模で大きな社会問題となっている中、平成30年の夏に、鎌倉市由比ガ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されました。

SDGs未来都市である神奈川県は、同年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指しています。



「かながわプラごみゼロ宣言」に基づき進めている取組

県は、令和2年3月に「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」を策定し、取組を進めてきましたが、令和5年3月、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、新たに「プラスチック資源循環推進等計画」を策定しました。次の3つの重点方策により取組を進めています。

1 プラスチック使用製品の使用の合理化の促進

プラスチックごみの排出抑制のため、ワンウェイプラスチックなど過剰なプラスチック使用製品の使用削減、環境に配慮した製品の選択、なるべく長期間利用するといった、プラスチック使用製品の使用の合理化を促進する。

2 プラスチックの再生利用等の促進

プラスチック使用製品の使用の合理化を図ったうえで今後も発生するプラスチックごみは、徹底したリサイクルを推進する。マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルによる再生利用を優先し、それが難しい場合には、熱回収も含めて循環利用を促進する。

3 クリーン活動の拡大等

環境中に排出されてしまったプラスチックごみの回収を進めるとともに、ポイ捨て防止やごみ集積所からのプラごみの散乱など非意図的な環境への排出防止の取組、不法投棄対策を推進する。

また、上記の取組を効果的に推進するための普及啓発も行っています。

・LINE 公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」

プラごみ削減に関するイベント情報やクイズ、コラム、事業者の取組、クリーン活動の情報などを発信しています。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/line_kanagawa-gomizero.html



・メッセージ動画の配信

「かながわプラごみゼロ宣言」を象徴する動画を配信しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/sdgs/index.html#keihatsu>



・学習教材動画の配信

主に小学生を対象としたプラスチックごみ問題に関する学習教材動画とワークシートを配信しています。動画は5部構成です。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/sdgs/index.html#gakusyuuukyouzaidouga>



3 自然環境



2025年のめざす姿

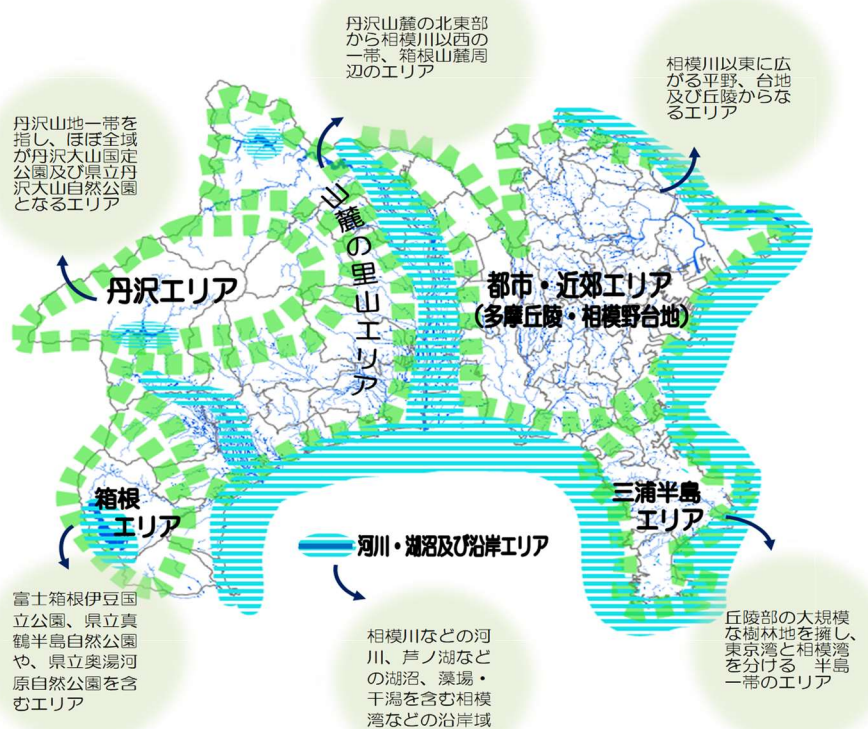
丹沢大山などの水源地域の森林や里地里山、都市のみどりなどの保全・再生の取組が進むとともに、各主体の日常生活や事業活動において、生物多様性の保全のための行動がとられるなど、生物多様性の理解と保全行動が進んでいます。

1 現況

(1) 生物多様性

生物多様性とは、様々な生物が複雑に関わりあって存在することです。人の暮らしはこのような生物や生態系の恵みに支えられています。

変化に富んだ地形を有する神奈川県には、気候や土地利用の状況に応じて、様々な生物が生息・生育しています。生態系のまとまりを踏まえた地域ごとの課題があるほか、野生鳥獣との共存、外来生物の防除などといった県全域の課題もあります。



生態系に着目した県土のエリア区分図

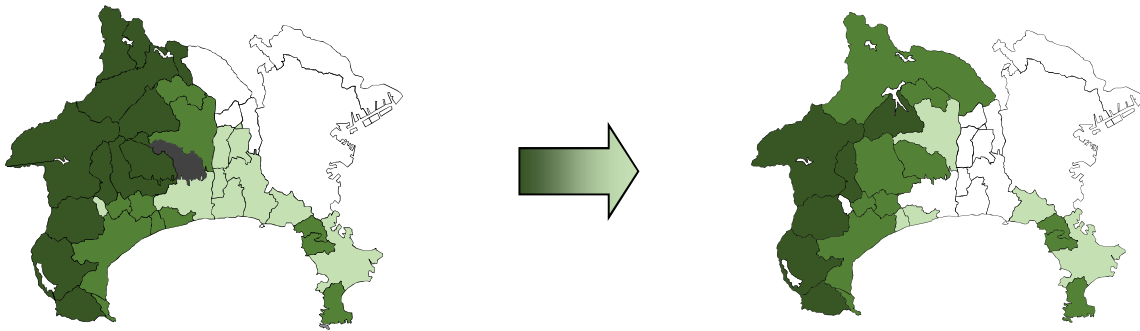
(2) みどり

箱根や丹沢大山などの広大な森林、多摩・三浦丘陵、里地里山などといった多彩なみどりが残っています。しかし、高度経済成長期以降みどりの減少が進んだほか、近年も残土処分場、メガソーラー、物流施設等の大型開発で減少が続いています。残されたみどりの質の向上と、開発によって分断・縮小したみどりの保全と創造が必要です。

県土に占める農地及び森林の割合の推移

1972年

2022年



割合 = $\frac{\text{農地面積} + \text{森林面積}}{\text{市町村面積}}$	70%以上	
	70%未満	
	50%未満	
	30%未満	

	県土面積 (ha) (a)	農地面積 (ha) (b)	森林面積 (ha) (c)	割合 (%) (b+c)/a
1972年	238,728	31,400	97,553	54.0
2022年	241,632	18,000	93,957	46.3

* 県土面積資料：国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」による。
 森林面積資料：県森林再生課「神奈川地域森林計画」による。
 農地面積資料：農林水産省「農林水産関係市町村別統計」による。

緑地保全制度などにより保全された緑地等の状況

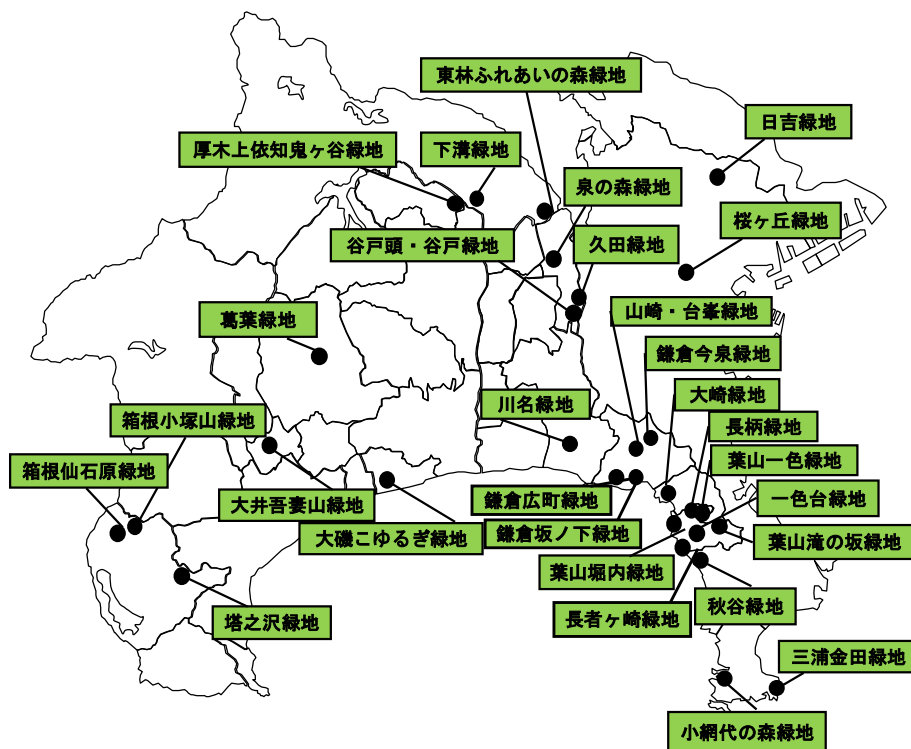
(単位：ha)

緑地の種類	2020年度末	2021年度末	2022年度末	増減*1
自然公園	55,138	55,138	55,138	0
保安林	51,918	51,998	52,022	24
自然環境保全地域	11,236	11,236	11,236	0
歴史的風土保存区域	989	989	989	0
歴史的風土特別保存地区	574	574	574	0
近郊緑地保全区域	4,800	4,800	4,800	0
近郊緑地特別保存地区	852	852	852	0
特別緑地保全地区	789	813	822	9
風致地区	14,978	14,978	14,978	0
生産緑地地区	1,262	1,249	1,234	△15
トラスト緑地	809	809	116	△693
都市公園	5,172	5,303	—*2	—

*1 直近2年を比較した増減。都市公園のみ2020年度と2021年度の比較

*2 2022年度末の都市公園の面積は、2024年4月把握予定

県内のトラスト緑地



(3) 丹沢大山の自然環境

1980年代から、丹沢山地の生態系に大きな異変が起こり始めました。広範囲にわたるブナ等の立ち枯れや林床植生¹の衰退、ニホンジカの個体数増加などが進み、種々の対策を講じましたが、自然環境の劣化に歯止めをかけるには至りませんでした。

さらなる対策を検討するため「丹沢大山総合調査」が実施され、この自然環境の劣化は人間の様々な営みが累積的かつ複雑に絡み合って引き起こされていることが明らかになりました。

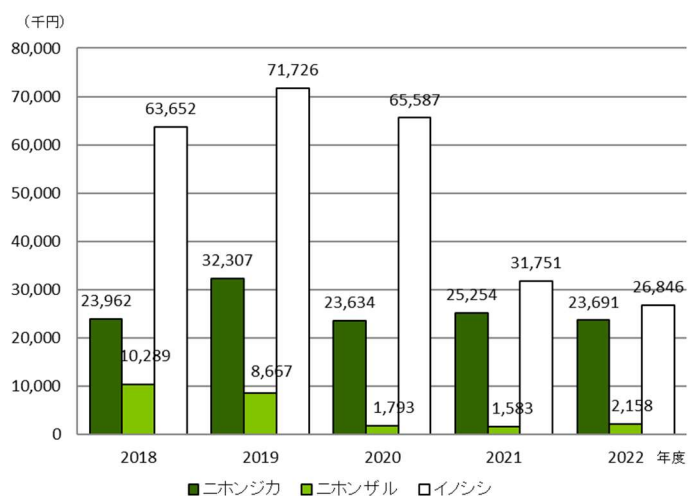
調査結果を受けて、県は「丹沢大山自然再生計画」を策定し、現在まで取組を進めています。

(4) 野生鳥獣

野生鳥獣は、自然環境を構成する大切な要素ですが、一方で農林水産業や生活に被害を及ぼし、生息数増加による自然生態系への影響が懸念されています。人と野生鳥獣との軋轢を軽減・解消し、長期的観点からの安定的な保護を図る必要があります。

これまでの取組により、ニホンジカを継続して捕獲している場所では生息密度が減少傾向にあります。丹沢山地全体の植生回復には至っていません。また、箱根山地では、ニホンジカの生息密度の上昇等が顕著に見られ、植生への深刻な影響が明らかになりつつある状況にあります。

主な獣類による農林業被害額



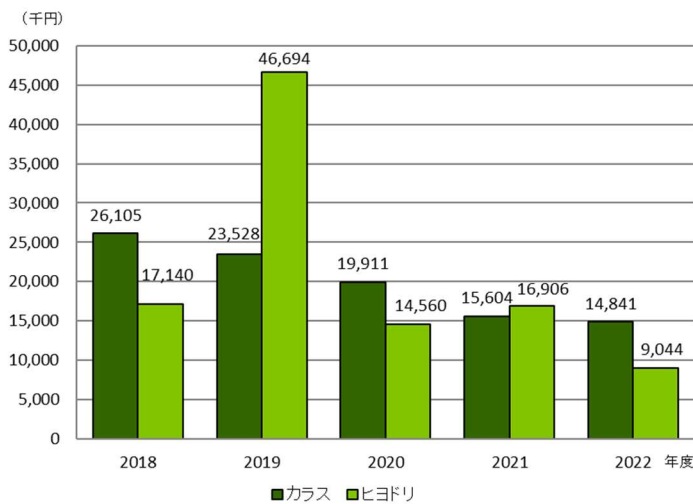
¹ 低木以下の階層を構成する植生

ニホンザルについては、群れの多くにおいて分裂させることなく規模の縮小や除去を実施することができ、農作物被害や生活被害・人身被害は減少傾向となりましたが、依然として各種の被害が続いています。

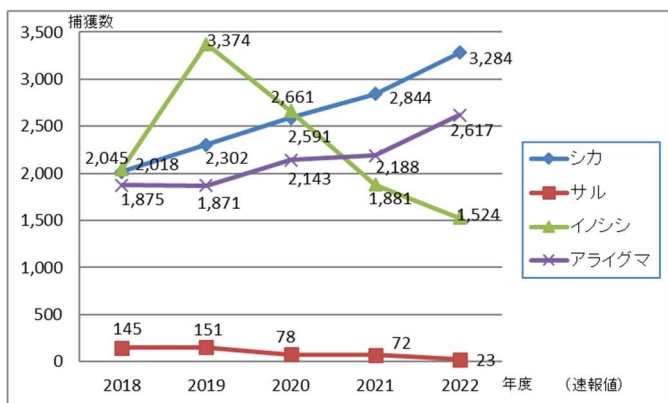
イノシシについても、農作物被害・生活被害は未だに高い値を示しているほか、2020年5月に死亡野生イノシシ、2021年7月には養豚農場の飼養豚において、県内では初となる豚熱の感染が確認され、県西地域では野生イノシシから豚熱の感染確認が続いています。

また、一部の外来生物が繁殖・野生化し、在来生物への脅威となったり、農作物に被害を及ぼすことなどが問題となっています。

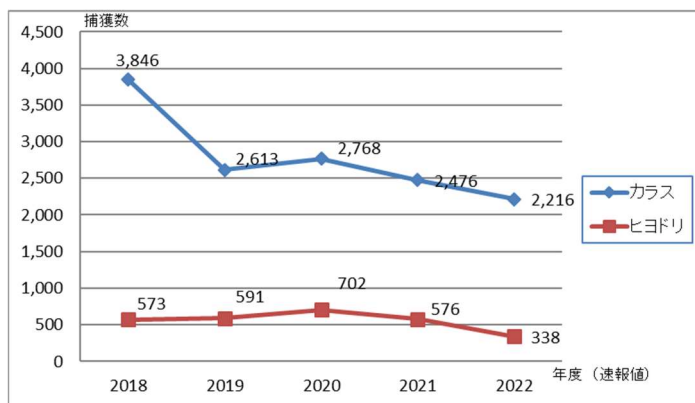
主な鳥類による農林業被害額



主な獣類の捕獲数（狩猟による捕獲及び放獣数は除く）



主な鳥類の捕獲数（狩猟による捕獲は除く）



(5) 海・川・湖

沿岸域における藻場や干潟は、漁場であるとともに多様な生物の産卵場や生息場所として重要な役割を果たしていますが、水域環境の変化や埋め立てによって多くが失われました。また、産業や生活排水等による汚濁負荷が、依然として水生生物の生息環境に重大な影響をもたらしています。自然との共生や生態系に配慮した海域環境の維持、修復の必要性が高まっており、水質や底質の改善はもちろん、今ある藻場の再生など、生物が住みやすい環境の復元が課題です。

内水面についても、河川環境の変化や河川沿いの開発等に伴い、ホトケドジョウやカマキリ（アユカケ）等が減少し、希少魚となっています。ビオトープ²、多自然型護岸や魚道の設置などによる環境復元が求められています。

² 動植物の生息地、生育地

2 県の取組

(1) 生物多様性の保全

「かながわ生物多様性計画」に基づき、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」を目標として、取組を推進しています。

生態系などに着目して県土を6つのエリアに区分し、エリア毎の地域特性に応じた取組を進めるとともに、野生鳥獣との共存を目指した取組など、全県的な課題にも取り組んでいます。また、県民や企業など、様々な主体が生物多様性への理解を深め、積極的にその保全に取り組んでいたように、情報の収集と発信などを行っています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f12655/>



(2) 身近なみどりの保全 ～都市と里地里山～

▶ 緑地等の保全制度

緑地や水辺環境は、生物の生息・生育環境というだけでなく、人の暮らしにおける憩いの場などといった、様々な機能をもっています。そこで、各種法令に基づき、市町村との連携により一定区域の土地を、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、生産緑地地区、自然環境保全地域、自然公園等に指定し、土地利用を規制することで良好な自然環境等の保全に努めています。

▶ ナショナル・トラスト運動

神奈川に残る貴重なみどりを守り、次の世代へ引き継いでいくため、かながわのナショナル・トラスト運動を推進しています。この運動は、県が設置するかながわトラストみどり基金と（公財）かながわトラストみどり財団が中心となり、県民、企業、団体及び市町村が連携して実施しています。

また、（公財）かながわトラストみどり財団では、自主的に地域のみどりを守り育てる活動を行う「みどりの実践団体」へ奨励金を交付するほか、みどりや自然をテーマとした研修会等を開催しています。県は、同財団の事業を通じて、県民等のみどりに関する自発的活動を支援しています。

<https://ktm.or.jp/national/trust/>



▶ 里地里山の保全等

里地里山は、集落と農地・水路・ため池・雑木林などが一体となった地域であり、人が「自然」に働きかけ、長い時間をかけて作り上げてきました。

里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承のため、土地所有者等や地域住民が主体となり、県民、市町村等が相互に連携・協働して保全等に取り組んでいます。

県は、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」により、こうした取組を支援するとともに、フェイスブックやホームページなどによる情報発信や里地里山の地域資源を活用したモデルツアーを実施しました。



（「モデルツアー」を実施
（秦野市蓑毛）

<https://www.facebook.com/kanagawa.satoyama>

(フェイスブック かながわの里地里山)



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/cnt/f300562/index.html>

(かながわの里地里山ホームページ)



(3) 丹沢大山の自然再生

「丹沢大山自然再生計画」では、丹沢を森林のタイプ、地形、標高などによって、4つの「景観域（奥山域、山地域、里山域、渓流域）」に区分し、それぞれの自然再生目標を設定しています。また、8つの特定課題を設け、取組を進めています。

これまでの取組により、奥山域の一部では林床植生の回復が見られるなど、一定の成果が得られましたが、丹沢全域での目標達成はできていません。

自然再生には長期的観点が必要であり、計画実施に当たっては、自然環境の状態をモニタリングし、柔軟に事業の見直しを行う「順応的管理」の仕組みを取り入れています。「丹沢大山自然再生委員会」が、PDCAサイクルに基づき、事業の進捗や効果などを点検・評価しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4y/03shinrin/e-tanzawa/keikaku-torikumi.html>



東丹沢堂平沢の30年間の変化



丹沢大山自然再生計画の特定課題等

- ・ 特定課題Ⅰ ブナ林の再生
これまでの技術開発の成果やブナ林衰退リスクマップを活用して、植生保護柵、奥山域の人工林を含めた土壌保全対策、生息状況に応じたニホンジカの管理捕獲、ブナハバチの防除対策等を効果的に組み合わせ、統合的な取組を段階的に実施しています。
- ・ 特定課題Ⅱ 人工林の再生
県産木材の有効活用を図りながら、地域特性に応じた適切な森林整備と整備に必要な基盤整備を進めています。また、森林整備とニホンジカ管理捕獲の連携を継続するとともに、森林モニタリングを実施し、水源かん養機能等に関する事業効果の検証を継続しています。
- ・ 特定課題Ⅲ 地域の再生
地域が主体的に取り組む鳥獣被害対策や里地里山の保全・再生・活用、環境に配慮した農業などの取組に対する支援を継続しています。また、地域特有の課題に応じた森林整備等に対して支援を行い、地域一体の活動を推進しています。
- ・ 特定課題Ⅳ 溪流生態系の再生
治山事業などによるダム湖等への土砂流入の抑制や、森林土壌保全対策などによる溪流への土壌流入の防止を図っています。また、平成29年に作成した「溪畔林整備の手引き」を普及して、私有林を含めた溪流沿いの人工林整備に活用するとともに、各種モニタリングを継続しながら、溪流生態系の保全・再生手法を検討しています。

- 特定課題Ⅴ シカ等野生動物の保護管理
 奥山域における管理捕獲を継続してニホンジカの生息密度低下を図るとともに、山地域における森林整備と連携したニホンジカ管理捕獲の取組や、里山域で地域が主体的に取り組む鳥獣被害対策への支援を継続しています。
- 特定課題Ⅵ 希少動植物の保全
 情報収集が可能な種について生息状況等の把握に努め、モニタリング手法や保全手法の検討を進めています。また、植生保護柵の設置箇所希少植物の回復が確認されたことから、土壌保全対策等との連携を図りながら、希少植物の保全を進めています。
- 特定課題Ⅶ 外来種の監視と防除
 外来種の侵入監視と侵入未然防止のため、各種事業や調査で設置している自動撮影カメラによる情報などを活用しています。アライグマについては、生息分布域拡大を防止する取組を進めています。また、丹沢産の緑化種子生産・苗木の供給を行うとともに、林道法面緑化試験施工地でのモニタリング等も実施しています。
- 特定課題Ⅷ 自然公園の利用のあり方
 登山道の巡視等により得た情報を活用して、計画的な登山道整備を進めます。また、団体等との協働による登山道維持管理を継続するとともに、新たな路線での実施を検討しています。
 パークレンジャー及び自然公園指導員の活動や、県立ビジターセンターなどの活用を通して、自然公園を適正に利用するためのマナー等の普及啓発を行うとともに、自然公園の利用のあり方について検討しています。
- 協働・普及啓発
 丹沢大山自然再生委員会との連携や、これまでの県民協働の取組を継続するとともに、新たな協働の取組を検討しています。自然再生活動に係る協働の取組や普及啓発の拠点として、自然環境保全センター及び県立ビジターセンターを活用し、自然再生委員会のホームページや丹沢大山自然環境情報ステーション（e-Tanzawa）によって、自然再生に関する情報の蓄積と発信を行っています。

（４）野生生物の保護管理



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f986/>

▶ 鳥獣保護区指定等による管理

- 鳥獣の捕獲行為を禁止する鳥獣保護区を指定し、特に保護が必要な地域を特別保護地区としています。特別保護地区では、埋め立て、干拓、立木の伐採等に許可が必要となります。
- 銃器使用の狩猟を禁ずる特定猟具使用禁止区域（銃器）を指定しています。また、鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、酒匂川上流域（69.2ha）を指定猟法禁止区域（鉛散弾規制地域）に指定しています。
- 狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、県の認可を受けた市町村が猟区を設定して入猟者、入猟日、捕獲等の規制を行うとともに、一定の入猟承認料を徴収しています。

▶ 鳥獣被害対策

野生鳥獣による被害を防ぐためには、

- ・ 集落環境整備（鳥獣の隠れ場所をつくらない）
- ・ 被害防護対策（防護柵設置など）
- ・ 鳥獣捕獲

の3つを組み合わせ、地域一体で取り組むことが効果的です。

「かながわ鳥獣被害対策支援センター」では、「地域ぐるみの対策」を多くの地域で持続的に展開するため、対策の立ち上げから支援し、生態に沿った効果的対策の助言、ドローンなどの新たな技術導入、農家が気軽に相談できる人材育成など、広域的・専門的観点からの支援を行っています。

▶ ニホンジカ、ニホンザル及びイノシシの管理

人と野生鳥獣の共存に向け、「第5次神奈川県ニホンジカ管理計画」及び「第5次神奈川県ニホンザル管理計画」に基づき、市町村や関係団体と連携し、被害防除対策、生息環境整備、個体数調整を組み合わせた対策を講じています。

近年、市街地等への出没により人身被害等が懸念されるイノシシについても、「第2次神奈川県イノシシ管理計画」に基づき、相模川以東の地域ではイノシシの定着を解消するための捕獲を実施しています。

▶ 傷病鳥獣の保護

県民、市町村、関係団体、ボランティア等と連携して傷病鳥獣の救護事業を実施しています。また、救護施設を拠点に活動しているNPO等と連携し、救護技術や知識を有するボランティアを育成しています。

(5) 水域環境の保全

▶ 水域環境の把握と保全

赤潮や油汚染による漁業被害の防止と水生生物保全のため、漁業調査指導船による調査や沿岸漁協の協力による監視を行っています。東京湾と相模湾では、定期的に水質調査を行い、漁場環境の監視と水質汚濁に関する情報収集を行うとともに、東京湾溶存酸素情報を発行するなど、県民への情報発信に努めています。

内水面については、台風等に伴う増水や濁水で悪化した河川において河床調査を実施するなど、漁場環境のモニタリングに取り組んでいます。また、河川管理者等が実施する土木工事等について、魚に優しい川づくりになるよう助言・指導を行っているほか、市民団体と連携して希少魚の生息地の保全に取り組んでいます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mx7/cnt/f430693/p550034.html> (東京湾溶存酸素情報)



▶ 生息環境の回復・創造の推進

相模湾を中心として、ウニ類や魚類（アイゴ等）により海藻が食害されて海の森（藻場）が消失する「磯焼け」が深刻化しています。県では、漁業協同組合等が行っている藻場の再生活動に対して支援するとともに、藻場の再生に使用する海藻の苗（カジメ）を生産・提供しています。

また、水産資源の増大と多様な生物が生息する海づくりを目指して、「浮魚礁」と呼ばれる海洋観測機能を併せ持つ大きなブイを沖合域に設置しました。これらの周辺では、回遊魚など多種多様な魚介類が集まる好漁場が形成されています。



(海洋観測)

(6) 主な外来生物への対策

▶ アライグマ

特定外来生物³であるアライグマによる被害が、横須賀・三浦地域を中心に確認されています。農作物被害にとどまらず、家屋に侵入して天井裏を糞尿で汚すなど、深刻な被害も生じていることから、「第3次神奈川県アライグマ防除実施計画」に基づいて、計画的捕獲の推進等に取り組んできました。積極的な捕獲を行った地域では生息密度低下の可能性が認められましたが、その一方で分布域の縮小は確認されていません。引き続き、計画的捕獲等の推進による「生息分布域の縮小」と「個体数の減少」に取り組んでいます。

第3次アライグマ防除実施計画の概要

防除を行う区域	神奈川県全域
防除を行う期間	2016年4月1日から2024年3月31日まで
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・最終的な目標：アライグマの全県域からの完全排除 ・2016年4月1日から2024年3月31日までの8年間の目標 ① 生息分布域の縮小 ② 個体数の減少
防除等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な捕獲 ・農作物残さ等誘引要因の除去、農地・家屋への侵入防止策の実施 ・生息状況、被害状況を把握するためのモニタリングの実施と防除効果の検証 ・アライグマの生態や被害防止策についての普及啓発

▶ ヒアリ

特定外来生物のヒアリについては、生態系や農林水産業への影響や、強い毒性による人への影響が懸念されます。2017年に県内（横浜港本牧埠頭及び大黒埠頭）で初めて確認され、2019年度、2020年度、2023年度も港湾において確認されました。発見した個体は全て殺虫処分していますが、国内での定着が懸念されており、県民からのヒアリに関する情報収集や相談対応を行っています。

³ 海外由来の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのあるものとして、国によって指定されたもの

▶ 外来魚

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等は、特定外来生物に指定されており、国の許可がない飼養等（飼育、保管、運搬）は禁止されています。県では、「神奈川県漁業調整規則」により、これらの移殖を制限することで拡散防止を図っています。加えて、「神奈川県内水面漁場管理委員会指示」により、一部の水域を除き再放流を制限することで、個体数の抑制を図っています。

また、宮ヶ瀬湖内の外来魚は、ダムからの放水に伴う流出により、下流河川の生態系に影響を及ぼすことが懸念されていたことから、県では分布調査を実施し、個体数を抑制できる駆除方法を開発しました。現在は、ダム管理者への技術的助言を行っています。

近年では、国内他地域から持ち込まれる国内外来魚が、地域の生態系にとって新たな脅威となる可能性が懸念され、その実態把握が急務となっています。

4 大気環境



2025年のめざす姿

大気、水、土壌の環境は良好な状態が維持され、光化学オキシダントやPM2.5といった課題の解決に向けた取組が進んでいます。また、排出される化学物質は低減され、環境に配慮したまちづくりや農林水産業の取組が進んでいます。

4～8の「2025年のめざす姿」は、共通の内容*であるため、このページにのみ記載しています。
(* 環境基本計画において、「生活環境の保全」として「めざす姿」を掲げています。)

1 現況

(1) 大気汚染物質

「大気汚染防止法」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」などに基づいて、工場などから排出される大気汚染物質の濃度や総量を規制するほか、九都県市で連携して、旧式ディーゼル車の運行規制を実施するなど、自動車から排出される大気汚染物質を抑制するための取組を行っています。

そうした取組により、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質¹及び微小粒子状物質 (PM2.5)²は環境基準³を達成していますが、光化学オキシダント⁴の環境基準達成は、依然として厳しい状況にあります。PM2.5については、現在の水準を維持するため、発生源の把握や環境中における二次生成機構の解明が急務です。

また、PM2.5及び光化学オキシダントの原因物質の一つとされる揮発性有機化合物 (VOC)⁵についても、排出削減に向けた自主的取組を促す啓発活動や調査研究などに取り組んでいます。

¹ 大気中の粒子状物質は、すすや粉じんなど比較的粒径が大きく沈降しやすい「降下ばいじん」と大気中に長期間浮遊する「浮遊粉じん」があり、「浮遊粉じん」の中でも粒径が0.01mm以下のものを浮遊粒子状物質 (SPM) という。

² 大気中に浮遊する粒子状物質 (PM: Particulate Matter) のうち、粒径が0.0025mm以下の微細な粒子の総称

³ 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの

⁴ 自動車や工場から排出される窒素酸化物 (NO_x)、揮発性有機化合物 (VOC) を主体とする原因物質が太陽光線に含まれる紫外線の照射を受け、化学反応を起こすことによって生じる二次的な汚染物質

⁵ 揮発性を有し、大気中で気体となる有機化合物の総称

環境基準が定められている大気汚染物質

汚染物質	発生源	環境基準
二酸化硫黄	工場、火力発電所等のばい煙等	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	自動車排出ガス等	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	人為発生源由来：工場、ディーゼル車等の他、排気ガス中の成分が大気中で反応して生成 自然由来：土壌粒子、海塩粒子等	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	浮遊粒子状物質と同様 (ただし、人為発生源由来の比率が高いといわれている。)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	工場のばい煙、自動車排出ガス、肥料製造施設、硝酸製造施設等	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	原因物質として工場のばい煙等、自動車排出ガス等	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	工場の排出ガス、自動車排出ガス等	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	工場の排出ガス、洗浄施設、混合施設等	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	工場の排出ガス、ドライクリーニング機等	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	工場の排出ガス、洗浄施設、混合施設等	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

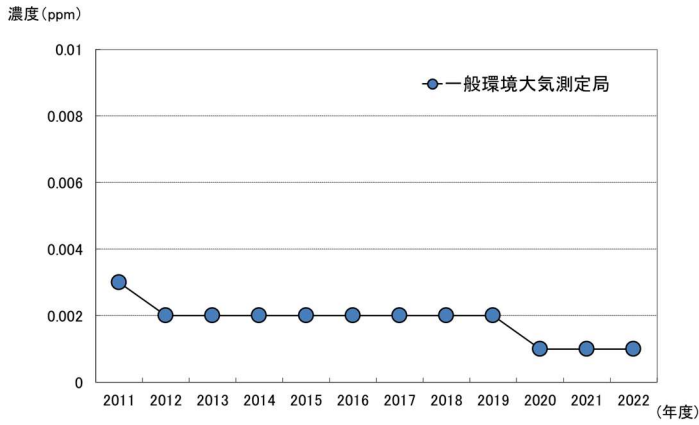
▶ 大気汚染物質の測定結果

2022年度は、県内92の常時監視測定局（一般環境大気測定局61局、自動車排出ガス測定局31局）で大気汚染物質を測定しました。その結果、測定局の数に違いはありますが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質（PM2.5）は、有効測定局すべてで環境基準を達成していました。しかし、光化学オキシダントは、測定した61局の中に環境基準を達成できた局はありませんでした。

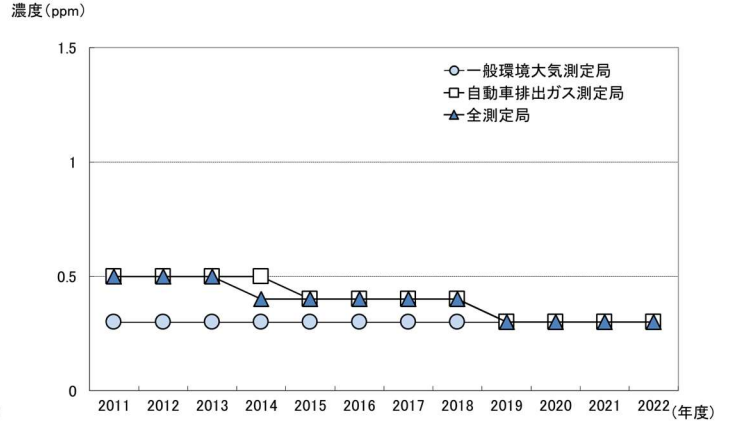
PM2.5については、「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、県内の濃度が高くなる見込みの有無を判定し、ホームページでお知らせしています。2022年度は注意喚起を要するほどの高濃度に達した日はありませんでした。

主な大気汚染物質濃度の経年変化

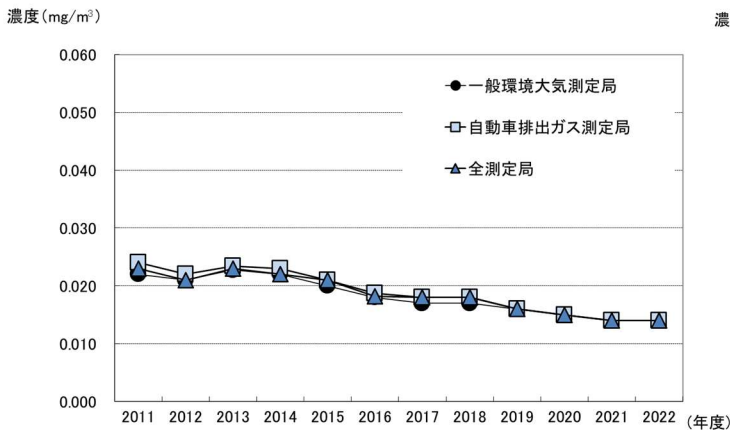
二酸化硫黄（年平均値）



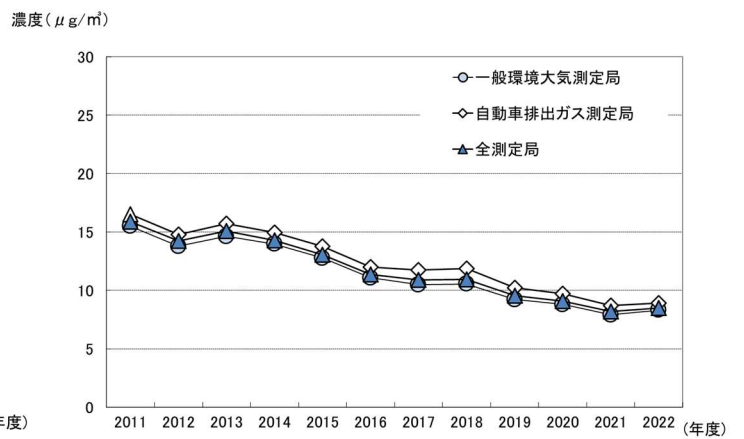
一酸化炭素（年平均値）



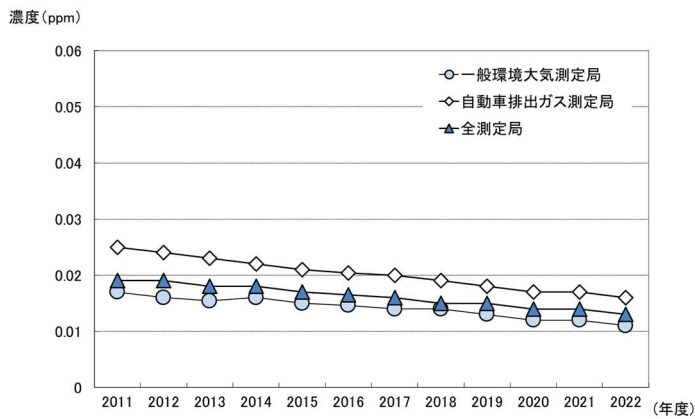
浮遊粒子状物質（年平均値）



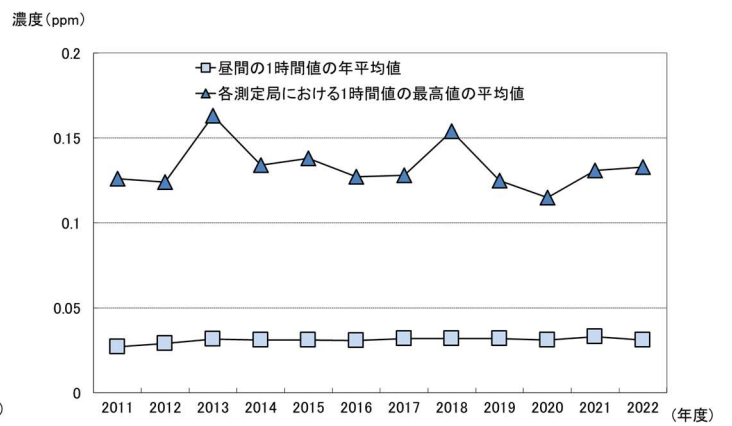
微小粒子状物質（年平均値）



二酸化窒素（年平均値）



光化学オキシダント



▶ 酸性雨の実態把握（雨水の酸性度測定結果）

川崎市と共同で、県内2地点（川崎市、平塚市）における雨水の酸性度（pH）測定と主要イオン等の成分分析を行いました。

前年度と比較して、両地点とも pH がわずかに低下（酸性度が上昇）しました。

酸性度（pH）の経年変化（年平均値）

調査地点	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
川崎市	5.5	5.8	5.9	5.7
平塚市	5.2	5.5	5.5	5.3
全国平均 *	4.8	5.0	5.1	—

* 出典:全環研第6次酸性雨全国調査報告書
pH が7より低い数字の場合は酸性、高い場合はアルカリ性

▶ 有害大気汚染物質の測定結果

2022 年度は、有害大気汚染物質⁶を県内 22 地点で測定しました。

環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、すべてにおいて、環境基準を達成していました。

指針値が設定されているアクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、「水銀及びその化合物」、ニッケル化合物、「ヒ素及びその化合物」、1,3-ブタジエン及び「マンガン及びその化合物」も、すべてで指針値を下回りました。

（2）アスベスト

アスベスト（石綿）は、2006 年に製造、使用等が全面禁止されました。しかしながら、解体工事現場などからのアスベスト飛散事例が全国的に確認されています。今後は、2028 年頃をピークとして、アスベストを使用した建築物などの解体が増加する見込みになっています。2020 年度の「大気汚染防止法」や「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の改正により、建築物解体時などにおけるアスベストの飛散防止対策が更に強化されました。

▶ 大気中のアスベスト濃度

環境省では、大気中のアスベスト濃度について「石綿繊維数濃度 1 本/ℓ⁶とすることが適当である」としています。現在、大気中のアスベスト濃度について、環境基準は設定されていませんが、2022 年度に、県が所管する常時監視測定局周辺で大気中のアスベスト濃度を測定した結果、いずれの地点でも石綿繊維数は 1 本/ℓ⁶を大きく下回る濃度でした。

⁶ 低濃度であっても継続して摂取し続けることによって、人の健康を損なう恐れのある物質で、大気汚染の原因となる物質。特に優先的に対策に取り組むべき物質としては、ベンゼン等 22 物質がある。

測定局名	測定期間	測定結果
愛川町役場	10月4日～6日	0.10
座間市役所	10月11日～13日	0.071
大和市役所	10月25日～27日	0.063
寒川町役場	11月8日～10日	0.13
三浦市城山（旧 三崎中学校）	11月15日～17日	0.070
逗子市役所	11月29日～12月1日	0.11
南足柄市中部公民館	12月13日～15日	0.10
伊勢原市役所	12月20日～22日	0.081

2 県の取組

(1) 大気環境保全対策

▶ 固定発生源⁷

「大気汚染防止法」等に基づき、ばい煙発生施設（ボイラー、廃棄物焼却炉など）等を設置している工場・事業場に対して、立入検査を実施し、ばい煙発生施設等の設置、維持管理及び燃原料の使用状況等について、規制基準に適合していることを確認しています。光化学オキシダントについても、緊急時措置の実施状況を確認しています。その他に、公害防止装置の設置、燃料や燃焼方法の改善等について、指導を行っています。

また、「大気汚染防止法」の改正によって規制対象に追加された揮発性有機化合物（VOC）について、排出抑制に向けた事業者の自主的な取組の促進を図っています。

光化学オキシダント濃度が高値となった時は、光化学スモッグ注意報等を発令し、工場、関係機関及び市町村に連絡して県民の方々の被害防止に努めています。2022年における光化学スモッグ注意報の発令日数は計4日間で健康被害は発生しませんでした。光化学スモッグ注意報などの大気汚染情報は、ホームページで提供しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/hatsurei/index.html>



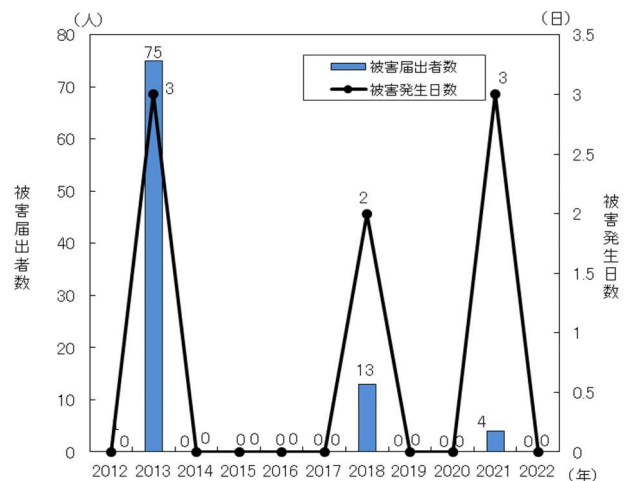
大気汚染防止法に基づく立入検査結果の状況

区分	地域	立入検査数* (件)
県所管	横須賀三浦地区	9
	県央地区	96
	湘南地区	143
	県西地区	31
合計		279

*立入検査数は、延べ工場・事業場数（2022年度末）

参考：政令市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市）における検査数は、1,876件

光化学スモッグ被害発生日数及び届出者数の推移



⁷ 工場・事業場に設置されるボイラー、金属加熱炉、ガラス溶解炉、廃棄物焼却炉など

▶ アスベスト

「大気汚染防止法」に基づき、アスベスト除去等の作業を行う工事現場などに対して立入検査を実施しています。必要に応じて現場周辺の環境調査を実施するなど、適正な除去作業が行われるよう指導しています。2022年度は、199の工事現場に立入検査を行い、うち2件について周辺環境調査を実施しました。

また、神奈川県労働局、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市が協定を締結し、アスベストを取り扱う建築物解体工事事業者に対する指導等について協力連携して取り組んでいます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/asubesuto1.html>



(2) 自動車排出ガス対策

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(「自動車NOx・PM法」)に基づく「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」(「神奈川県自動車NOx・PM総量削減計画」)を策定し、実施しています。

旧式ディーゼル車については、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」により、運行を規制しています。

▶ 総量削減計画

「神奈川県自動車NOx・PM総量削減計画」では、2020年度までの県内全域における大気環境基準確保を目標として、総合的かつ計画的に自動車からの排出ガス抑制の取組を実施した結果、目標を達成することができました。

具体的には、「ディーゼル車運行規制」に基づき、条例の排出基準に適合しない車両の県内での運行を禁止するための検査を実施するとともに、低公害車やエコドライブの普及など、環境に配慮した自動車の利用促進に取り組んでいます。

川崎市臨海部は他の地域に比べて二酸化窒素濃度が高い傾向にあります。引き続き二酸化窒素の高濃度情報を発信したり、運送事業者等への低公害車使用の呼びかけを行うなど、事業者等と連携して重点的な取組を行います。

▶ ディーゼル車の運行規制等

排出基準に適合しない旧式ディーゼル車については、「ディーゼル車運行規制」により県内での運行を禁止しています。対象車両の検査を路上などで行い、基準不適合車の使用者には、速やかな改善を指導しています。改善指導に従わない使用者には運行禁止を命じ、命令に従わない場合は罰則を適用することがあります。

ディーゼル車の運行規制は、荷主等の運行依頼者にも適用され、運送等の委託時には運行規制が守られるよう、適切な措置を講じることを義務付けています。

県内の主要道路沿道で測定した浮遊粒子状物質の年平均値は、ディーゼル車運行規制等の開始前だった2002年度に比べ、2022年度は約64%低減しました。2014年度以降は、すべての自動車排出ガス測定局で環境基準を達成しています。

条例では、運行規制のほかに、燃料規制により、粒子状物質の排出量増大をもたらす重油や重油を混ぜた燃料等を自動車の燃料として使用または販売することを禁止しています。燃料規制の検査は、2003年4月から2023年3月までに700箇所を実施し、条例基準に適合しない燃料を使用していた30件に対して改善指導を行いました。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/diesel/index.html>



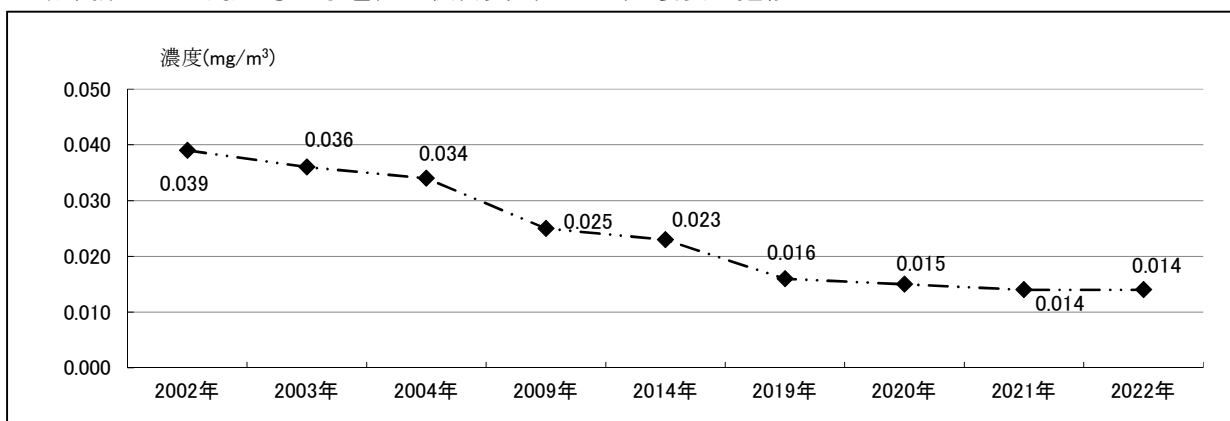
ディーゼル車運行規制

規制内容	条例の粒子状物質（PM）排出基準を満たさない車両での運行禁止
規制される排出ガス中の物質	粒子状物質（PM）
規制対象地域	県内全域
規制対象車種	軽油を燃料とするトラック、バス及びこれらをベースにした特種用途自動車 （「1, 2, 4, 6, 8ナンバーの車」と「5, 7ナンバーで乗車定員11人以上の車」）
規制対象型式	1979年頃までに製造された、排出ガス識別記号のない車両 排出ガス識別記号がK-、N-、P-、S-、U-、W-、KA-、KB-、KC-の車両（車検証の「型式」欄に記載） * 並行輸入車等で国土交通省から型式指定を受けていない車や改造車の場合、排出ガス識別記号だけでは判断できないことがあります。
罰則等	運行禁止命令（運行禁止命令に従わない場合は、50万円以下の罰金）
備考	知事が指定したPM減少装置を装着している自動車は県内を運行可能（自動車NOx・PM法で定められた特定の地域内では車両の登録ができない場合があります。）

2022年度の検査実施結果（累計）

検査区分	箇所数	検査台数	不適合
路上検査	4	30	0
ビデオ検査	14	3,385	4
拠点検査	2	45	0
事業所検査	0	0	0
計	20	3,460	4 (0.1%)
（参考）2003～2022年度累計	6,406	178,720	2,126 (1.2%)

自動車排出ガス測定局の浮遊粒子状物質（SPM）濃度の推移



▶ 低公害車の導入促進

本県を含む九都県市では、「九都県市低公害車指定制度」を運用し、普及に向けた取組を連携して実施しています。県の公用車の調達にあたっては、率先して低公害車を導入しています。

県内の電気自動車等の保有車両数（二輪車を除く）（単位：台）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
電気自動車	7,820	8,912	9,482	9,997	11,111
メタノール自動車	0	0	0	0	0
天然ガス自動車	704	539	424	280	182
燃料電池自動車	201	234	269	378	550
ハイブリッド自動車	427,359	473,109	510,694	547,681	589,517
プラグインハイブリッド自動車	5,897	6,703	7,327	8,041	9,257

出典：自検協統計 自動車保有車両数（一般財団法人 自動車検査登録情報協会）

県内の九都県市低公害車数と普及率（二輪車を除く）（単位：台）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
九都県市指定低公害車	2,561,008	2,560,064	2,656,967	2,661,686	2,587,037
自動車台数	3,717,559	3,717,684	3,710,713	3,725,251	3,723,982
九都県市指定低公害車普及率（%）	68.9	68.9	71.6	71.5	69.5

出典：九都県市指定低公害車普及状況調査（九都県市大気保全専門部会）、自動車保有状況調査（神奈川県）

▶ 運送業者等におけるエコドライブの推進

「かながわエコドライブ推進協議会」では、構成員である国、政令市、（一社）神奈川県トラック協会、荷主企業、トラックディーラー等と連携し、社内でのエコドライブ教育・指導を担う添乗指導員を養成するためのエコドライブリーダー養成講座を（一社）神奈川県トラック協会と共催するなど、運送業者等におけるエコドライブを推進しています。

また、県の全機関では、物品の発注や業務を委託する際に低公害車の使用やエコドライブの実践を求める「グリーン配送」の取組を実施しています。

（3）次世代自動車の普及推進

「環境・エネルギー問題」解決への有望な切り札の一つとして、エネルギー効率が高くかつ優れた環境性能を有する次世代自動車の普及に向けた取組を実施しています。次世代自動車である電気自動車（EV）及び燃料電池自動車（FCV）の普及に向けた取組は、県のホームページ等で情報を提供しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/index.html>



▶ 電気自動車（EV）

県内のEV乗用車保有台数（軽自動車を除く）は、2022年度末現在で12,637台となり、全国トップクラスの普及状況です。

2023年度は、EVの充電設備に対する補助、EVと建物間で充電を行うV2H（ビークル・トゥ・ホーム）充電設備に対する補助、また、バス等の事業用EVに対する補助を行っています。

このほか、一部の県立施設等の有料駐車場の料金割引を実施して普及に取り組んでいます。

▶ 燃料電池自動車（FCV）

水素と酸素の化学反応を利用する燃料電池を搭載したFCVについては、県内における普及目標を2025年度までに2万台～10万台として、民間企業と行政が連携して取り組んでいます。県では、公用車として3台のFCVを運用しています。

また、FCV及び水素ステーションに対する補助を行い、県の補助金交付を受けたFCVについては、自動車税種別割（5年度分）を全額減免しています。

導入費用に関する補助金の件数

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
FCV	68	26	20	39	55	25
水素ステーション	1	0	0	2	2	1

神奈川県再エネ水素ステーション ～水素を製造・活用するために～

2017年度に燃料電池自動車（FCV）への充填が可能な再エネ水素ステーションを、麒麟ビール株式会社横浜工場内に設置しました。

この水素ステーションでは、同工場に設置されている薄膜太陽電池等で発電した再生可能エネルギーを利用しており、水を電気分解することでCO₂フリーの水素を製造することが可能です。



（県再エネ水素ステーション外観）